

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和4年9月7日

【開催日】 令和4年9月7日（木）

【開催場所】 第一委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時15分

【出席委員】

分科会長	松尾数則	副分科会長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	山田伸幸	委員	吉永美子

【欠席委員】

委員	福田勝政		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	川崎浩美	市民部次長兼環境課長	梅田智幸
市民部次長兼市民活動推進課長	河上雄治	市民活動推進課課長補佐	西崎大
市民活動推進課市民活動係長	竹森和貴	市民活動推進課地域交流センター係長	増本順之
市民課長	安部亜希子	市民課課長補佐兼住民係長	佐藤善寛
市民課戸籍係長	丸田佳代子	市民課住民係主任	志賀博幸
生活安全課長	山本満康	生活安全課課長補佐	平健太郎
生活安全課防犯交通係長	岡野文恵	生活安全課主査兼市民相談係長	三浦陽子
環境課主幹	湯浅隆	環境課主査兼環境保全係長	河村倫裕
環境課環境政策係長	原野浩一	環境課環境衛生係長	若松宗徳
環境調査センター所長	辻永民憲		
環境衛生センター所長	村長康宣	環境衛生センター主任	松尾勝義
環境衛生センター主任	磯部修一		
文化スポーツ推進課長	石田恵子	文化スポーツ推進課主幹	原田貴順
文化スポーツ推進課文化振興係長	別府奈緒美	文化スポーツ推進課スポーツ振興係長	三浦裕

文化会館長	山本修一		
福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子
福祉部次長兼子育て支援課長	長井由美子		
障害福祉課長	吉村匡史	障害福祉課課長補佐	松本啓嗣
障害福祉課障害福祉係長	三隅貴恵	障害福祉課障害支援係長	岡手優子
社会福祉課長	坂根良太郎	社会福祉課課長補佐	三好正幸
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須子幸一郎	社会福祉課生活保護係長	益富孝重
子育て支援課課長補佐	野村豪	子育て支援課子育て支援係長	西村真愛
子育て支援課保育係長	重村亮太郎		
健康増進課主幹兼健康管理係(係長事務取扱い)	藤本義忠	健康増進課課長補佐兼健康増進係長	大海弘美
健康増進課主査兼新型コロナ対策室長	林善行		
健康増進課健康増進係長(母子担当)	山本真由実	健康増進課健康増進係長(食育担当)	加藤諭香江
健康増進課健康増進係長(成人担当)	伊藤比呂子		
山陽総合事務所長	篠原正裕		
市民窓口課長	梶間純子	市民窓口課主幹	藤上尚美

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	庶務調査係書記	岡田靖仁
------	------	---------	------

【審査内容】

- 議案第48号 令和3年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算(第5回)について

午前9時 開会

松尾数則分科会長 おはようございます。ただいまから一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。本日は、お手元に配付しているスケジュールのとおり審査してまいります。よろしくお願いいたします

ます。それでは、議案第58号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について、審査番号①、文化スポーツ推進課から説明をお願いします。

石田文化スポーツ推進課長　それでは、山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）における文化スポーツ推進課分について御説明します。補正予算書17、18ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、32目新型コロナウイルス対策費、21節補償、補填及び賠償金として121万5,000円計上しております。お配りしている資料に沿って御説明します。新型コロナウイルス感染症対策に伴い、市の指示により公共施設を令和3年8月下旬から9月下旬の約1か月間休館しており、きららガラス未来館においては、令和3年8月27日から9月26日まで休館となりました。この休館期間も含め、新型コロナウイルス感染症の影響額について、令和3年度の収入と支出の状況を精査したところ、収入については115万7,802円の減少、支出については5万3,395円の減少と、収入、支出ともに減少しており、差し引きした結果、損失額121万5,000円を補償するものです。補正額の財源内訳は全額、一般財源としております。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則分科会長　文化スポーツ推進課からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

吉永美子委員　きららガラス未来館は、かなり影響を受けて大変だったと思います。8月27日から9月26日まで休館せざるを得なかったわけですが、休館した期間は、どのような事業ができたのでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長　この間、通常営業している間にはできない館内の整理やいろいろな業務の整理、そして、ガラス体験用のパーツ等の作成をしていたと聞いております。

山田伸幸委員 財源は、全額一般財源ということですが、交付金は充てられないのでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 全額一般財源での対応と聞いております。

奥良秀委員 補償金にある消費税について、物を売ったり、買ったりがない中で、最後に、1.1が掛けられているんですが、これは税法上間違いないですか。

石田文化スポーツ推進課長 これは指定管理者が税の申告を行うに当たり、市からの保証料も指定管理者における消費税の対象経費として計上されるものであることから、保証料の算定根拠としても消費税を含む対応をしております。

山田伸幸委員 補償金は、内税で渡されるということなんでしょうか。それとも外税として渡して、更に1.1を掛けて計算しているのでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 この指定管理料の金額を計算する際には、まず税抜で計算し、それに1.1を掛けて指定管理料を算出しております。それと同等の考え方、つまり外税で考えております。

奥良秀委員 休館が約1か月ということですが、計算方法は、年間を通しての数字になっています。例えば、休館期間だけの収支を考えて補償金を出すという考え方もあると思うんですが、この方法にした経緯、考え方を教えてください。

石田文化スポーツ推進課長 指定管理者への減収補填の考え方ですが、令和3年度におきましては、先ほど御説明したとおり、市の指示による休館は、8月27日から9月26日までの約1か月間でした。コロナ禍で、特に

人が出掛けることや集うことが、物理的、心情的に制限され、休館していない時期においても、感染症が利用料収入にマイナスの影響を及ぼした可能性は大きいと判断しました。そのため、休館期間を含めて4月から3月末までの1年間を補償対象期間としております。

奥良秀委員 決算資料で講座などがほとんどゼロになっている状況なんです。これは「2か月の休館の影響である」という書き方をしているんですけど、基本的には1年間通してじゃないかと思ったので、こういう質問をしました。そうであるならば、もう少しほかの書き方があったんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

石田文化スポーツ推進課長 その点は御指摘のとおりと思います。御質問がありましたら、口頭で御説明差し上げようと思っておりましたが、お配りしている資料にもその旨を記載したほうが分かりやすかったかと思いません。

大井淳一郎委員 これは全体的なことになるのかもしれませんが、こういう減収補填の考え方について、施設によってばらばらではいけないと思うんですが、何か基準や内規があるんでしょうか。

古川副市長 公の施設で指定管理を行っているのは、きららガラス未来館ほかいろいろな施設がありますが、これは企画課で統一的に、また、石田が申したように、1年間をなべてこの期間で幾らという形で休館するように市が指示しましたので、その分は補填するということです。この施設だけではなく、ほかの施設も同様の考え方で措置しております。

大井淳一郎委員 措置が必要な面もあるんですが、今後、こういうことは起こり得るので、「この場合にこういった基準でやる」ということを決めて、今後のことを考えるべきではないかと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 指定管理者制度では、双方でリスク分担表を作っております。その中に、「運営リスク」という部分がありまして、そこに、「不可抗力を含む減収については、両方で協議をして決める」と記されております。この不可抗力の中に、「感染症の蔓延」の文言を新たに追加しておりますので、新型コロナウイルスに関しては、これに基づく対応となります。

松尾数則分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは文化スポーツ推進課分の質疑は終わります。ここで職員を入れ替えるために10分ほど休憩します。

午前9時10分 休憩

午前9時20分 再開

松尾数則分科会長 それでは、休憩を解きまして審査を続行いたします。審査番号①、障害福祉課分から説明をお願いします。

吉村障害福祉課長 障害福祉課分を御説明します。議案17、18ページをお開きください。歳出、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費を10万4,000円増額し、19億8,194万4,000円とするものです。この度の補正は、本年度、国が行う、在宅の障害児、障害者及び難病等により日常生活しづらさが生じている方の生活実態と支援ニーズを目的とした調査の対象区域に指定されたことによるものです。調査基準日は令和4年12月1日で、本市では、有帆地区の50世帯109人の調査区と厚狭地区の74世帯183人の調査区の2調査区が調査対象区域となっています。内訳としましては、1節報償、調査員指導報酬10万4,000円を増額するもので、報酬として1日当たり4,000円の調査日数と2調査区を併せて26日分を想定しています。13、

14ページをお開きください。歳入の財源として、16款県支出金、3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費県委託金、全国在宅障害児・者等実態調査事務費を10万4,000円増額します。本調査の実施に必要な経費として1調査区当たり52,000円が委託費として交付される見込みとなっています。

坂根社会福祉課長 令和4度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）の社会福祉課分について説明します。予算書の19、20ページをお開きください。3款民生費、4項災害救助費 1目災害救助費を20万円増額するものです。内訳といたしましては、19節扶助費、見舞金を20万円増額いたします。これは7月18日から19日にかけての大雨による河川の越水等により床上浸水等の被害が出ましたので、床上浸水以上のり災者の方々に「災害り災者に対する見舞金支給規則」により、災害見舞金を支給することにしました。これにより当該見舞金の予算がなくなったことによる増額です。増額する200,000円の内訳は被害の程度が全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水1件当たり30,000円を6件で18万円、負傷者一人につき10,000円を2人で2万円の合計20万円で計上しています。財源はすべて一般財源です。なお、支給した災害見舞金については、この度は床上浸水が住居及び事業所の14件ありましたので、1件当たり30,000円の支給で合計420,000円の支給となります。災害時の予算残額170,000円でしたので、250,000円の不足分生じましたが予備費充用により対応しました。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を求めます。

大井淳一郎委員 障害福祉費ですが、対象区域は有帆地区と厚狭地区と言われましたが、ここが選ばれた理由はいかがでしょうか。

吉村障害福祉課長 この調査は、国が指定する調査であり、調査区は、国勢調

査の地区を基準地区として国から指定されたものです。

大井淳一郎委員 差し支えない範囲でいいんですが、どういったことを調査するのでしょうか。

吉村障害福祉課長 調査項目は、全35項目です。調査事項としては、年齢、性別、障害の原因、住居、就労、就労等、就学の状況、障害者福祉サービス等の利用状況、利用規模が主な調査項目となっております。

吉永美子委員 35項目にわたって調査して、その結果を国に出すんですね。その実態調査は、今後どのように生かされるのでしょうか。何か国から示されているのでしょうか。

吉村障害福祉課長 今回の調査は、生活のしづらさに関する意識調査でして、今までも5年ごとに実施されている調査です。形を変えながら今回実施するんですけども、これが、今度国が策定する計画等に反映されるものと考えております。

吉永美子委員 国が作成する計画に反映されるんですか。

松本障害福祉課課長補佐 市では、障害者福祉計画、障害児福祉計画、障害者計画という三つの計画を立てるんですが、まず、県が計画を立て、国が指針を定めます。その中に福祉施策など障害福祉施策の内容等を国が指針として示すのですが、その中で、障害者、障害児の生活のしづらさのアンケート調査をして、生かされるのではなかろうかと考えております。

大井淳一郎委員 そこで調査したものは、市の資料ではなくて国の資料になるという答弁だと思うんですが、いつも思うんですが、そういった類のものは、なぜ国が全部持って行って、市と共有しないのでしょうか。せっかくのアンケート結果なので、市も共有して、市の福祉政策につなげるべ

きではないかと思うんです。国が全部持っていく決まりなんですか。市には一切情報を流さないという仕組みなんですか。5年ごとの調査ということなんで、これまでもされていると思うんですが、いかがですか。

松本障害福祉課課長補佐 調査項目は市に示されているんですが、調査結果についてはまだ示されていません。その辺りのリターンには関知していないところですが、適宜、国から通知された場合には、情報収集してまいりたいと考えております。

大井淳一郎委員 それは国の全体の数字であって、市が今回されるものじゃないですね。だから、市がどういう状況なのかについては、国から何も示されないんですか。あるいは、こちらから求めることもできないということですか。

松本障害福祉課課長補佐 現在のところその辺りは分かっておりません。

山田伸幸委員 もともと市もこういった障害をお持ちの方の生活実態の大体把握しておられるんじゃないんですか。

松本障害福祉課課長補佐 計画策定の前年、ちょうど今年に当たるんですが、計画策定に当たって、同じようなものになりますが、障害福祉行政に関わる関係のアンケート調査を行います。

山田伸幸委員 緊急の対応が迫られる方がそういった調査をきっかけに明らかになるようなこともあるかと思うんですが、そういった点ではいかがでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 自由記載の欄等で、いわゆる生活のしづらさとか、苦情とか、虐待ではないんですけど、クレームに近いようなものなどを

吸い上げて、虐待防止、差別解消など各々の協議会で情報を展開して、その中で御意見を頂いて、それぞれの事業所や関係各所にお知らせしているところです。

山田伸幸委員 これは本市の話ではないんですけど、他地区でそういった調査等が長期間入らずにいて、家族構成等が変わって、面倒を見る人がいなくなり、急に障害者の環境が変わってしまうということがあると思うので、そういった点では、こういった機会を利用して、もっと細かくすべきではないかと思います。山陽小野田市は、非常にコンパクトな町で、隣近所でしっかりした見守り等もあるので、そういったことがないようにしていただきたいんですけど、そういった視点はお持ちでしょうか。

吉村障害福祉課長 山陽小野田市の場合、「きらきらプラン」という計画を作っており、令和6年度に作り変える予定にしております。それに従いまして、当市もアンケート調査等を行い、市民の御意見を反映させた福祉計画を考えているところですので、住民からの御意見は、そこで吸い上げて作成するようにしております。

吉永美子委員 1日4,000円が26日分と言われましたが、これが何人で、また、どういう方が調査員、指導員になるのかを教えてください。

吉村障害福祉課長 調査員については、民生委員、自治会長、統計調査に関わった方等にお声掛けしようと考えております。26日というのは、ビラを配ったり調査したりする日にちをこちらで計算したものです。50世帯の調査区なので、事前配布に1日、調査、配布に10日、もう一方が72世帯ですので、事前配布1日、調査、配布に14日とし、11日と15日で、合わせて26日で計算しております。

吉永美子委員 理解できなくて申し訳ないです。1日4,000円というのは、どういうふうに・・・、調査員一人当たり4,000円なんですか。

吉村障害福祉課長 この4,000円は、報酬で上げており、市報酬条例によって計算しているものです。本来、国が示された調査なので、この金額で行ってくださいという指定があれば、その金額で算定しますが、参考金額は示されているんですが、何の根拠もなく、県で言われているだけの金額です。市としては、お金を支出するには根拠が必要ですので、市の報酬条例を根拠に計算しております。

松本障害福祉課課長補佐 補足します。この調査の概要ですが、調査員が調査区に事前配布として50世帯分ほど調査票を配ります。その前に事前案内をしますので、それが1日となります。50世帯などで1世帯ずつ回っていくのに1日当たり10世帯ぐらいかなど。不在の場合を想定して2回分ということで計上しており、50世帯のところは1日10世帯で5日、不在の場合を想定して2回の訪問ということで計10回、なので事前調査1回、配布が10回という形で調査票を配布して、その中に該当者がいれば書いていただくという調査になっておりますので、そういった形での日数となっております。

吉永美子委員 結局、何人されるということではなく、1日の報酬が4,000円というだけなんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

山田伸幸委員 国勢調査に倣うということだったんですが、こういった場合は区域が指定されて、何丁目の何番地から何番地までと指定されるときには、二つの自治会にまたがることがあるんじゃないかと思うんですが、今回はそうならないですか。

松本障害福祉課課長補佐 現在、国勢調査に準ずる方式での調査対象地区ということで、国勢調査の関係法令上、閲覧許可がないと中身が閲覧できないので、国が閲覧申請を行っております。8月終わりに閲覧申請が通り、詳細が分かるのがいつ頃というメールが最近来ましたので、詳細な内容、

地区などはこれから検証していくところですが、2自治会にまたがる場合は、考慮が必要だと考えております。

大井淳一郎委員 見舞金は、きちんと実態どおりに出されていますか。申請を受けてから出しているんですか。それとも、市が被害を把握して、積極的に出すんですかね。手続を教えてください。

坂根社会福祉課長 この度は、被害があった方からの申請に基づいて出しております。

大井淳一郎委員 申請主義ということですが、漏れはないんですか。そこら辺は調べられているのですか。総務課など他課と連携して、申請してないところには情報を流して申請を促すなどの働きかけも必要ではないかと思うんですが。

坂根社会福祉課長 基本は申請ですが、何件かは直接、現地等にも行き、周りの状況等もお聞きして、床下浸水とかをお聞きした場合には「申請等もありますよ」と御案内しております。

吉永美子委員 見舞金の金額の3万円、1万円などはどういう基準ですか。国が決めているのですか。

坂根社会福祉課長 市が定めた金額です。

吉永美子委員 市によって違うということですね。

坂根社会福祉課長 そのとおりです。

吉永美子委員 3万円と1万円にしている基準は何ですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 市り災者に対する見舞金支給規則で定めて支給しています。この中で、「住家の全焼、半焼、半壊及び床上浸水については1世帯につき3万円」など災害の内容と金額を定めています。

吉永美子委員 見舞金支給規則はいつ作成されたものですか。

坂根社会福祉課長 平成17年3月22日に定められており、最終的な金額等は、平成22年4月から施行するとなっています。

山田伸幸委員 よく問題になるのが、床上なのか床下なのか、半壊なのか全壊なのかという境界です。家屋の全壊、半壊については建築士等が確認するということになっているんですが、この度は浸水ですから、その辺はどのように、また、どなたが判断されたのでしょうか。

坂根社会福祉課長 床上浸水につきましては、基準等は特にはないんですが、それぞれ家の土地とか高さとかによって変わってきますので、基本的には、床上浸水や二階以上にもう水が入っているという形で判断ですけども、この度申請であったんで申請するとき写真等を撮ってきていただいて、その床上にある、もう水が入っているという状況が分かれば、床上浸水ということで判断しております。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、審査番号①の質疑は終了します。ここで職員を入れ替えるために9時45分まで休憩いたします。

午前9時40分 休憩

午前9時45分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして審査を続行します。審査番号②、福祉部

関係を審査しますので、執行部の説明を求めます。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 それでは、議案第58号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について、子育て支援課分を御説明します。一般会計補正予算書の17、18ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費を690万5,000円増額し、2億7,147万6,000円とするものです。この内訳は、18節、負担金、補助及び交付金、施設整備補助金138万6,000円については、私立保育所新設改築工事の補助金における年度間の出来高率変更及び補助単価増額によるものです。21節補償、補填及び賠償金、補償金23万4,000円については、ねたろう保育園完成に係る周辺の事後家屋調査において、駐車場のアスファルトのひび割れとブロックのずれが判明いたしました。保育所工事の際に、地面陥没の事象が発生しており、そのすぐそばの敷地であることから、保育所工事との因果関係が否定できないため、復旧のための補修工事を行うものです。22節償還金利子及び割引料、償還金528万5,000円については、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業が完了し、精算に伴う返還金です。施設整備補助金に係る特定財源の補正がございますので、13、14ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金、保育所等整備補助整備交付金92万4,000円を計上し、この補助金の補助割合は国2分の1、市4分の1、事業者4分の1です。続いて、15、16ページをお開きください。22款市債、1項市債、2目民生債、1節児童福祉債、保育所施設整備事業債30万円を計上しております。7ページをお開きください。第3表地方債補正下表の保育所施設整備事業債を変更しております。歳出に戻ります。19、20ページをお開きください。3款、2項、2目児童措置費を523万8,000円増額し、31億2,268万3,000円とするものです。この内訳は、18節負担金、補助及び交付金、保育所副食費等と物価高騰緊急対策支援事業費補助金です。これは新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰に緊急的に

対応するため、栄養バランスや量を維持した食事の提供を継続する保育施設等における食材費支出の増加相当額に対する支援として、各施設に補助するものです。山口県が定めた事業であることから、これに伴う特定財源の補正を御説明しますので、13、14ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金、保育所副食費等物価高騰緊急対策支援事業費補助金493万5,000円を計上しております。補助率は10分の10ですが、県の補助対象となるのは、令和3年度以前から食事を提供している施設であるため、本市において令和4年度に新設された施設は、補助対象外となるため、歳出予算と差が生じております。最後に債務負担行為補正について御説明いたしますので、6ページをお開きください。第2表債務負担行為補正追加の表中、2段目の放課後児童クラブ運営業務委託事業として、期間は令和4年度から令和7年度まで、限度額を1億4,760万円とするものです。今年度までは、公設の児童クラブについては、1事業者に業務委託しておりましたが、受託者から令和5年度以降について、受託か所数について検討してほしいとの申出があり、協議の結果、受託か所数の変更はやむを得ないと判断し、児童クラブの一部を新たな事業者に委託しようとするものです。委託期間は令和5年度から令和7年度までの3か年とし、事業者の選定方法については公募型プロポーザル方式を予定しております。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を求めます。

山田伸幸委員 18ページ、負担、補助及び交付金の施設整備補助金について、補助単価が変わったということで、138万円6,000円となっておりますが、事業内容を具体的に説明してください。

野村子育て支援課課長補佐 こちらは、私立保育所の認可を目指している保育園であるこぐま保育園が、昨年度と今年度の2か年にわたって施設整備

を行っているところです。この施設整備に対して市が補助金を交付しているものとなります。補助金の内訳につきましては、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1の負担となっております。

山田伸幸委員 施設整備が必要ということは、整備以前は、国や市が保育所に求めている基準に達しておらず、それを基準までにさせるものなのか、それとも、また別に理由があるのでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 この度、こぐま保育園から新たに保育所を新設したいというお話があり、それに対して補助するものです。

山田伸幸委員 続いて、補償金について、ねたろう保育園の隣接地のひび割れということですが、ひび割れが明らかになったのはいつ頃でしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらは、ねたろう保育園を建設する際に、事前の家屋調査と建設が終わった後に事後の家屋調査を行っております。事前の家屋調査を令和元年10月28日に行っております。この時点では特段何も問題はなかったんですが、その後、ねたろう保育園の建設が終わった後の令和4年3月10日に事後の家屋調査を行っております。こちらの家屋調査の対象は、隣接地のアパート4棟ほどあったんですが、その4棟を対象に調査を行っており、そのうちの1棟で駐車場のアスファルトのひび、ブロックのずれが確認されました。なぜその棟だけ起こったのかを市が検証したところ、令和2年8月28日にねたろう保育園のくい工事を行った際に、すぐ近くで一度地面の崩落が起きております。ひび割れができたところのすぐ近くだったので、これが原因である可能性が高いということで、この度、ねたろう保育園の工事に伴って生じたひび割れ等になりますので、市が補償工事を行いたいと考えているところです。

山田伸幸委員 地面の崩落は、保育所の敷地内だと思うんですけど、敷地内の

とどまっていたのですか。それとも、敷地外にも影響があったのですか。

野村子育て支援課課長補佐　くい工事をしていたときに起きた箇所だけで起きていたものです。

吉永美子委員　23万4,000円という金額は、どのように算出しているのですか。

野村子育て支援課課長補佐　業者から見積書を頂き、ひび割れ等を補修するためにどれぐらいの金額が掛かるか確認して算出しております。

吉永美子委員　金額は小さいですが、見積りを行った事業者に発注することが決定しているのですか。

野村子育て支援課課長補佐　実際の補修工事に当たっては、改めて見積合わせを行って、業者を決定したいと考えております。

山田伸幸委員　古洞工事の場合は、古洞があった周辺が広がるという例があります。隣接地ではなく、少し離れたところで影響が出たという実例もありますし、ひび割れだけを直せば済む問題なのか、それとも、実はもっと大きな、その古洞の派生部分がそこにあったとかがあってはいけませんので、それは建築者の責任とは思いますが、そういった調査をしておかないと、「ひびは直したが、また割れました」ということではいけないんです。その辺の見通しというか、工事に当たられる方がその辺の対応まで考えておられないと将来的に困ることになりはしないかと心配ですが、いかがでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　この度の事後家屋調査は、ねたろう保育園の工事の影響が敷地外に及んでいないかという調査ですので、この時点で影響があったのがこの1か所だけであるという認識でおります。今の

ところほかへの影響はないという認識であります。

奥良秀委員 今回このぐらいの費用になったんですけど、今後、この影響がどうかということが、もしその周辺で起きたときには、市としての対応はどのようにお考えですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 今後、ねたろう保育園の工事が原因ではないかという事象が近隣の方から寄せられましたら、その都度協議したいと考えます。

山田伸幸委員 保育所副食費等物価高騰緊急対策支援事業費補助金について、新型コロナウイルス感染症対応でいろいろな食材費が毎月のように値上がっていますが、これは何食分ぐらいの材料になるのですか。

野村子育て支援課課長補佐 基本的には年度全てが対象になりますので、1年間分の物価高騰、新型コロナウイルス感染症の影響で増加した経費分が対象になります。

吉永美子委員 増加した分ということは、園によって違うということではないですね。全体でということですね。

野村子育て支援課課長補佐 実際のお金のはじき方につきましては、基本単価を定めており、その基本単価、実際に令和3年度に各保育園で支出したその食材費の額と令和4年度で実際に増加した部分を比較して、どちらか低いほうが補助の対象となります。なので、金額は園によってばらばらになるかと思えます。

吉永美子委員 差が出たのは、令和4年度のところの30万3,000円で、今年度できた保育園のことですね。差があるのはそういうことですね。この基準はどのように出したんですか。

野村子育て支援課課長補佐 補助基準額の考え方が、600円掛ける令和4年度の各月……訂正します。900円掛ける令和4年度の各月初日における対象児童の数の合計が補助基準額となっております。これを基にはじております。

吉永美子委員 これは県内市町で違うということはないですか。

野村子育て支援課課長補佐 これは山口県の事業になりますので、県内全ての自治体が行うのかは確認していませんが、この事業を行う自治体の補助基準額は全て同じです。

山田伸幸委員 債務負担行為について聞きたいんですが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）放課後児童クラブの関係です。以前から関係者等にもこの問題について聞いていたんですが、現状では児童クラブの経営が非常に厳しいと。この度、非常に苦しまれた上で、市に申し出たとお聞きしたんですけれど、市として、現在のこの委託料でやっていけるとお考えですか。また、実際に一番苦しんでいるのは、指導員の募集ですね。指導員の募集がなかなかうまくいなくて苦しんでおられるということなんですけど、市からお手伝い、指導など何か一緒に取り組まれたことはあるのでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 指導員の募集に関して、事業者の受託者でいろいろと手段を講じていらっしゃるのも聞いております。市も広報誌、ホームページ等を通じて受託者が募集していることは広報しております。

山田伸幸委員 では募集単価は問題ないと考えておられますか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 委託の際の条件で、市の会計年度職員の賃

金を目安にするようにということ、そして、県の最低賃金を下回ることがないようにというお願いをしており、今そのような報酬を受託者で払っていただけていると認識しております。

山田伸幸委員 その金額そのものが業務のハードさに比べて値しないものではないかと心配しているんですが、その点はどうお考えでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 目安にしてほしいとお願いしている会計年度職員の賃金が本市の保育士の賃金となっておりますので、妥当と考えております。

山田伸幸委員 一般質問でも取り上げる予定しておりますので、いろいろ県内他市の状況とか、こういう資料も取り寄せたりして、調べていったんですけど、やはり山陽小野田市はちょっと低いのではないのかっていうふうに思わざるを得ないんですが、よそなんかでは、いろいろな研修を受けたり、あるいは資格によってどんどん上がっていく、そういう仕組みもあるようなんですが、本市ではその点についての増額に向けた取組等はされていますか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 受託者の単価で、資格があるか否か、また、指導員の講習を受けたか否かで賃金の差はあると聞いております。

山田伸幸委員 先ほど課長は、賃金に問題はないと言われたんですけど、やはり集まらない最大の原因は、そこにあるのではないかなと思っているんですけど、それを見直すお考えはないんですか。

野村子育て支援課課長補佐 おっしゃるとおり、賃金面、また、指導員の雇用状態などが問題であるとは認識しております。予定ですが、この度のプロポーザルの条件の中に、現在はほぼ全て非常勤で雇用されているようですが、一部の職員を常勤として雇用していただくようにという形での

条件づけを考えているところです。

山田伸幸委員 これは、ある自治体なんですけど、この夏休みに向けて募集をかけるときに非常に努力されて、市が募集に力を入れられて、予定以上の希望者が集まって、非常に助かったと言っておられるんですけど、やはりこれは、業者任せにするとどうしても今までどおりの範疇になってしまうんですけど、そういった他自治体がやってきた成功例などがあれば、参考にすべきだと思うんですがいかがでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 夏休みに関しましては、県からも夏休みの間、将来児童福祉の分野に関わりたいと考えていらっしゃる学生を対象に、アルバイトのような形でいつなら、児童クラブの手伝いに行きたいとかいうような一覧が来ます。そういった情報は、受託者にも情報提供しておりまして、実際にこの夏休みに何人かアルバイトという形で、来られたと聞いております。

大井淳一郎委員 今後、プロポーザルで募集していくということなんですけれども、今、賃金の面も言われましたが、ほかにどのような条件づけってどうか、プロポーザルするのに来ていただくために何か工夫されているとかあるのでしょうか。まずこの点を聞きたいと思います。

野村子育て支援課課長補佐 プロポーザルに当たりまして、委託する児童クラブ業務につきましては、基本的には現在と変わりはありませんので、的確に事業を行っていただく業者、1番の大きい面は、先ほども申しましたが、賃金と職員の体制の面が1番大きいところだと思いますので、そのところを一部を常勤職員として体制を整備していただくというような形の条件付でプロポーザルを実施しようと考えておるところです。

大井淳一郎委員 そのプロポーザルの募集というかスケジュール、大体いつぐらいにプロポーザルをして進めて、いつぐらい決定するのか、もし決ま

らなかった場合のことも考えなきゃいけないと思うんですが、その点と、市内市外っていうのは、市内に限定するのは難しいのかなと思うんですがその辺りいかがでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 プロポーザルのスケジュールにつきましては、このたび議会で御承認いただけましたら、10月上旬には公募を開始したいと思っております。その後、提案書等の提出を受けまして、11月の中旬、下旬に審査を行いたいと考えております。そちらで事業者を特定いたしまして、12月の月上旬ぐらいには、事業者を決定したいと考えているところです。こちらのプロポーザルにつきましては、もう公募型を考えておりますので、市内市外とかは関係なく全国から事業者を募集しようと考えているところです。

大井淳一郎委員 それであれば恐らく見つかると思うんですが、ただ本当に万が一見つからなかった場合とはいえ、児童クラブ運営事業を続けていかなきゃいけないと思うんですが、最悪の場合、どのようなことを想定されていますか。絶対ないと思うと直営とかになっちゃうので、最悪のことも想定しておかなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 もし事業者が決まらなかった場合、その原因が何になるのか、もしかしたら、委託料の額が少ないとかが原因になれば、また12月議会で再度その金額の補正をして、その後、募集をかけるようになろうかと思えます。

大井淳一郎委員 募集しても来ない場合ってあるじゃないですか。相手のあることなんで、その場合もちょっと考えておかないといけないと思うんですよ。恐らく来ると思えますよ、市内市外にこだわらなければ、その場合は、どうですかね。

野村子育て支援課課長補佐 この今回のプロポーザルに当たりまして、実際、

何事業者かは今、話を聞いておりました、今の感触からすると、応募はないだろうと、ちょっと楽観的なのもかもしれないですけど、というふうには思っております。なので、すみません最悪の場合のことについては、考えておりません。

大井淳一郎委員 余り考えなくていいと思うんですが、少しは想定しとったらいいと思います。それから雇用形態を常勤に改めるということは、この度、旧山陽側もそうかもしれませんが、旧小野田側の現状はいかがですか。それとも改めていくのですか。

野村子育て支援課課長補佐 そちらにつきましても、これは今回の補正ではなくて令和5年度の当初予算になろうかと思いますが、そちらにつきましても同じような雇用形態にということで今から財政課等含めましてちょっと協議を進めていきたいと考えております。

山田伸幸委員 1点確認です。調べてないもんですからこの放課後児童クラブというのは、市町が直営というところはないんですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 県内他市で直営をやっているところもあります。児童クラブを全部直営でやっている市が4市ございます。

山田伸幸委員 というものが、この山陽野田市の産業を支える上でも非常に重要な位置にあるんですね。私も指導員の方とお話しをしたんですけど、やはり物すごい苦勞しておられる。それに対する評価がどうかちゅうのを、さっきから思いながら聞いてるんですけど、このコロナ禍の中で特に、実際、もうクラスター寸前、実質クラスターみたいなところでも開けていかないとやっていけない。親御さんが、もうそうしないと仕事に行けない。そういう状況もお聞きしたんですけど、いわゆる児童クラブの果たす役割が非常に大きいんだという認識は、市はどのように

思っておられますか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 保育園と同様に児童クラブも働いている保護者を支援する施策の一つですので、重要な福祉業務の一環と考えております。

吉永美子委員 先ほどの答弁で直営が4市あるということは、9市は直営じゃないんですけども、山陽小野田にとって運営を業務委託することの大きなメリットは何ですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 今委託している社会福祉協議会もそうなんですけれども、もう社会福祉協議会はずっと長年この業務に携わってきておられまして、業務に精通しておられます。この度プロポーザルに出そうとする業者は、児童クラブの運営をなりわいとしている業者です。専門業者と言っても過言ではない業者ですので、いろいろなノウハウを持って他自治体で運営しておられる実績があるところになりますので、その辺りで安心・安全な児童クラブの運営を任せられるところが利点の一つと考えております。

山田伸幸委員 それと、児童クラブそのもの、そして児童クラブの指導員の共済については、山陽小野田市はどのようにしておられるのでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 共済というのが福利厚生のものでということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）直営ではございませんので、本市の職員ではないため、もうそれぞれ雇用主で、福利厚生の方はきちんと手当てしておられると思っております。

山田伸幸委員 この児童クラブ共済、児童クラブ指導員共済というのが、やっぱり制度として存在しております。そういったものへもきちんと加入させて指導員の待遇改善にも結びつけていくことが必要ではないかと思

ますので、こういった点でも、今後、改善に向けて努力されるべきではないと思います。これは意見です。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。それでは、ここで10分休憩して、10時30分から再開します。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審査を続行します。議案第48号令和3年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について審査します。審査事業16、17、18、22を審査し、その後、決算書のページを追って審査します。審査事業16番から説明をお願いします。

山本生活安全課長 審査番号16番、空家等の適正管理の補助事業について説明いたします。一般会計予算決算常任委員会資料は47ページから52ページまでです。資料47ページを御覧ください。空家等の適正管理の補助事業には、老朽危険空家等除却促進事業補助金と利活用改修補助金の二つの補助事業があります。まず、老朽危険空家等除却促進事業補助金について説明いたします。資料48ページを御覧ください。この事業は、倒壊や建築材の落下の恐れのある老朽危険空家等の除却を促進し、地域の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを実現するため、老朽危険空家等の除却を行う所有者等に対し、除却費用の一部を補助するもので、令和元年度から取り組んでいる補助事業です。制度の内容については、資料48、49ページのとおりです。制度内容は、大きな改正等をしておりませんので、説明は割愛させていただきます。令和3年度の実績については、資料50ページを御覧ください。申請受付は9件、補助金交付件数は6件、交付額の合計は250万円で、当初予算額満額

を支出しています。なお、申請の6番は、予算残額が25万6000円であったため、申請者に対し、補助金は予算残額しか交付できないことを説明し、納得された上で申請されています。申請のあった9件のうち、申請の7番、9番は、不良度判定の評点合計が100点に満たなかったため、申請の8番は、周囲に対する危険度判定に該当しなかったため、補助金不交付と決定しています。相談件数は57件ありました。続きまして、利活用改修補助金について説明いたします。この補助金は、空き家の利活用の促進及び住環境の向上を図ることを目的に、空き家バンク登録物件を対象に、改修費用の一部を補助する制度で、昨年10月から申請受付を開始しました。制度の内容等は、資料51ページのとおりです。令和3年度の実績については、資料52ページを御覧ください。空き家バンクに、賃貸物件として登録されていた、高泊小学校区内の物件の所有者から申請があり、市内業者へ委託し、改修工事され、県外から15歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯が、改修後の空き家に転入し、入居されましたので、申請者へ補助金上限額の100万円を補助しました。主な改修内容は、給湯器の水漏れ修理、バルコニー、浴室、洗面室、トイレ、内装、雨どいの改修などで、建物全体がリフォームされています。当該制度の相談件数は、申請があった1件のみです。制度の周知は、広報誌、ホームページに掲載したほか、パンフレット等を作成し、宅建協会、不動産協会等へパンフレットを送付し案内しました。また、空き家バンク登録物件の所有者や、登録物件への利用希望者には個別に案内しています。資料47ページに戻っていただき、当該事業の成果等についてです。老朽危険空家等除却促進事業では、6件の老朽危険空家等が除却され、また、利活用改修補助事業では、空き家バンク登録物件に、県外から15歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯が転入され、空き家問題の解消につながりましたので、目標達成度はAとしました。令和5年度に向けた課題及び改善策については、老朽危険空家等除却促進事業の問合せ、申請ともに年々増加し、今年度から、予算額を倍増しています。令和5年度も同額の予算を確保し、継続して実施したいと考えています。また、利活用改修補助事業については、空き家バンク登録物件を

対象としているため、空き家バンク登録物件が増えるよう、空き家バンク事業とあわせて、周知に努めてまいりたいと考えています。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 それでは、委員からの質疑を受けます。

大井淳一郎委員 補正のときに説明があったと思うんですが、いわゆる老朽危険空家等の6件目の話ですが、これはあくまでも相談して、予算残高が足りないから本当は次年度に回される予定でしたが、「これで良い」と納得の上で出したということで、この件に関して大きなトラブルはないですね。

山本生活安全課長 そのとおりです。申請者に対して事前相談の際に、予算残額しか補助できないことを丁寧に説明して、納得された上で申請されています。

大井淳一郎委員 別の質問ですが、相談受付件数は57件あります。これはあくまでも、この制度、空き家改修補助金も含めてかもしれませんが、これに特化したものであって、空き家一般の相談ではないということで理解してよろしいでしょうか。

山本生活安全課長 この57件は、老朽危険空家等の補助金に対する相談のみの件数です。

大井淳一郎委員 相談内容は、こういったものだったのでしょうか。

山本生活安全課長 「制度を知りたい」、「制度を確認したい」というものが大半です。それから、要件に該当するかどうか確認したいというものもありました。それと、昨年9月末で予算額に到達しましたので、10月以降は、来年度に向けての問合せもありました。

山田伸幸委員 地域にとって必要な事業ですが、補助金が足切りにあったような状況です。年度途中でも増額補正等の考えはなかったのでしょうか。

山本生活安全課長 この事業につきましては、特定財源として、5分の2は国の交付金である社会資本整備総合交付金を活用しています。国の交付金を活用するためには前年度に要望する必要がある、年度途中での増額はなかなか厳しいと聞いております。増額補正するとなると、全て単独の市費となります。その辺りは、今後の検討課題かもしれませんが、増額補正の考えはありませんでした。

山田伸幸委員 除却の考え方について、これはどの程度の除却でしょうか。危険なところだけを崩したり、撤去したりするのですか。それとも、建物全体を倒してしまうのでしょうか。

山本生活安全課長 建物の基礎まで除却し、更地にする工事が対象です。

山田伸幸委員 除却費用を見ると、そう大きな建物ではないと思うんです。大体100万円、200万もあれば足りるということは、平屋か面積の小さいものと思うんですけど、いかがでしょうか。

山本生活安全課長 平屋のものもありますし、2階建てのものもありますし、全ての大きさを把握してはいないですが、大きさはそれぞれ違います。また、費用が違うのは、解体に係る接道があるなど工事しやすいか否かの条件で変わるでしょうし、アスベストを含有している建築材のあるなしも解体費用に影響すると思われまます。

山田伸幸委員 周囲に対する危険度判定の結果、不交付ということは、申請はあったが、周りに迷惑を掛けていないという判断だと思うんです。周囲との距離はどのくらいあったのでしょうか。

山本生活安全課長 この制度では、建物の高さ以内の周辺に建物、道路、河川等があるか否かを判定しています。

山田伸幸委員 具体的に何メートルだったんですか。

山本生活安全課長 何メートルという数字は後ほど回答させてください。

山田伸幸委員 不良度判定について、点の上下などいろいろあるようですが、判定のときに重点的にカウントされるものにはどういったものがあるのでしょうか。

山本生活安全課長 まず、構造、基礎の外壁がどういうものか、例えば、基礎が玉石であるもの、また、もともと基礎がなくて直接建っているものであれば点数が付きます。それから、基礎、土台、柱、又ははりの傾き、腐朽の程度です。大規模な修理を要するもの、破損、変形が著しくて崩壊の危険があるものは、それだけで100点が付くようになります。そのほか屋根材、例えば、瓦が剥落している、ずれがある、雨漏りがあるなどです。それから、この申請にはないんですけど、瓦ぶきではなく、スレートなど燃やすい素材である、雨どいの有無や壊れているかなどの項目を見ます。

山田伸幸委員 擁壁^{よう}がブロック塀であるなどは、これに含まれないのでしょうか。

山本生活安全課長 補助金の対象に含む、含まないというのは、非常に難しいところではあるんですが、周囲に危険を及ぼしているかどうかは見ています。例えば、立木、庭木が周囲に危険を及ぼしていれば、補助金の対象経費として含めますし、「空家等」の「等」には立木や危険となる塀^{よう}や擁壁も含めておりますので、危険を及ぼす程度によって判断して

いくことになると思います。

吉永美子委員 空き家改修補助事業についてお聞きします。下のほうに、令和5年度に向けた課題及び改善策ということで、空き家バンクの登録物件数が増えるよう、空き家バンク事業の周知に努めるとありますが、これは登録物件数がどこまで増えたのか、また周知にどのように努めておられるのかお聞きします。

山本生活安全課長 空き家バンクは、令和3年3月に開始して、これまでに登録希望の相談が55件ありました。そのうち申請されたのが23件、23件のうち8件は既に成約しております。それから、今、公開準備中のものが1件あります。それから、利用希望者と交渉中のため、公開を保留しているものが2件あります。現在公開中のものは12件あります。周知につきましては、広報誌、ホームページ、それから、相談があった場合には、パンフレットを配っているほか、今年度、シティセールス課からお話があって、BS放送で空き家バンク登録物件を紹介できました。

吉永美子委員 事業の周知について、不動産業者に協力してもらうのは難しいんでしょうか。

山本生活安全課長 空き家バンクと並行して、所有者が不動産業者等とも契約されている物件もあります。今、相談が多いのは、不動産業者、宅建業者がなかなか取り合ってくれないという物件が空き家バンクの申請に回ってくる傾向が強いと思っております。

吉永美子委員 不動産業者などの協力を得るのは、なかなか難しいということですね。

山本生活安全課長 必要に応じて協力は得ていきたいと思っております。契約となると、個人間の契約、不動産の契約になりますので、事故やトラブルがあ

ってはいけませんので、必要に応じて、所有者、利用希望者に御案内して、協会が二つありますので、その協会を案内しております。

山田伸幸委員 私たちが以前から要望として上げてきた移住対策の点から見て、希望者は、県内が多いのですか。それとも、Jターン、Iターン等を期待するんですが、そういった遠方から山陽小野田市を見つけて、空き家バンクを見つけて、相談に来る方がいらっしゃるのか、いかがでしょうか。

山本生活安全課長 利用希望の相談、申請は合計で166件これまでにありまして、そのうち利用希望申請をされた方は、166件のうち50件です。その166件の内訳ですが、県外の方が46件、県内で山陽小野田市以外の方が38件、市内の方が14件、そのほか住所が不明の方も68件あるんですけれども、どちらかというとし外の方の利用希望申請や相談は多い傾向にあります。

山田伸幸委員 よくテレビなどで、阿武町の例などが出されます。阿武町は、その点で非常に熱心に取り組んでいて、あと、油谷町も熱心に取り組んでおられるのがテレビなどで紹介されるんですが、山陽小野田市の取組姿勢、課として移住希望者を獲得したいという思いで取り組んでおられるのか、その点はいかがでしょう。

山本生活安全課長 生活安全課では、「空き家を何とかしたい」、「空き家をどうにかしたい」ということを中心に対応しているので、移住、定住対策となると、シティセールス課の所管になるかと思っておりますので、生活安全課では答弁しかねます。

山田伸幸委員 予想どおりの答弁でした。空き家バンクを増やすための努力は、先ほど、ホームページ、広報誌等を通じて周知しているということですが、そこがしっかりしていると、シティセールス課の対応がまた変わっ

てくると思うんですけど、その辺の連携は図られているんですか。

山本生活安全課長 逐一連携しているわけではないんですが、定住促進の関係などは、利用希望者に対して案内しております。それから、先ほど言いましたが、シティセールス課観光係から、「空き家バンクを紹介したい」という話があって、BS放送で本市の空き家バンク登録物件を紹介していただきましたので、これからも連携し対策していきたいと思っております。

大井淳一郎委員 連携についてですが、シティセールス課で移住、定住ツアーをやるじゃないですか。その中でシティセールス課が市の説明をするんですが、その中に空き家バンク利活用改修補助金を説明する機会はあるんですよね。そういったことも取り入れるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

山本生活安全課長 シティセールス課から紹介案内があれば、参加させていただきたいと思います。

大井淳一郎委員 連携なんだから、せっかくそういう事業を生かすためには、お互い情報提供が必要ではないかと思うんですが、何かありますか。

古川副市長 山田委員、大井委員から御意見が出ましたが、空き家の利活用、空き家対策には二つありまして、一つは、喫緊の課題として、いかに老朽化したものに対応するかということ、もう一つは、今御指摘がありましたが、いかに空き家バンクとして今後の行政に生かしていくかということで、二つの手法があると思います。そうした中で、生活安全課だけで空き家をまちづくりに生かすのはなかなか難しいことですので、まちづくり協力隊の話にも波及すると思いますが、やはり全庁的ということ、企画課を頭にその辺りの取組について検討していこうと考えております。シティセールス課、生活安全課など関係課には幅広く情報提供

していただく中で、今後検討を加えていく状況ですので、お二方の意見を参考にさせていただこうと思います。

山田伸幸委員 地域おこし協力隊の話が出ましたけれど、実は私の近所に住んでおられる方が、よその町の…（発言する者あり）

奥良秀委員 50ページ、申請受付から事業の完了までの年月が書いてあるんですが、解体費等々がどういう水準になっているかについて、担当課として調査されているでしょうか。

山本生活安全課長 それぞれの建物のいろいろな条件によって解体費用は変わってくるので一概には言えないんですが、アスベストを産業廃棄物として処分することは年々厳しく、難しくなっているのは把握しておりますので、年々増加する傾向にあるとは思っております。

奥良秀委員 補助金額の上限が50万円という根拠が分からないので教えてください。

山本生活安全課長 制度を作る際に、先例他市、つまりもう取り組んでいる自治体が多かったので、それを参考にしたこともありますし、去年の6件を見ていただいても分かるんですが、おおむね150万円、平均すると150万円以下になるかもしれないですが、6件中3件は50万以下になっておりますので、当面、上限額は50万円で行きたいと思っております。

奥良秀委員 今はまだ古いものは多いんでしょうけど、時代の流れの中で新しく使えるものが古くなって行って、解体費や建物が大型化していくと思うんですが、上限額の在り方は、今後、変更していく考えはありますか。

山本生活安全課長 昨年度までの状況で、現行の上限50万円としておりますが、今後、解体費用が増加傾向になれば、検討していきたいと思っております。

奥良秀委員 市内を見ると、毎年空き家の数が増えていると思えますし、最近では空き家があったとしたら、網が掛けてあるなど結構補強してあって、危ないものが増えてきていると思うんです。申請したくてもできないし、また、申請したところで、足しにもならないという感じもあり、これはあくまで促進事業なので、解体してもらうための入り口の一步だとは思っていますけど、金額自体も時代に合わせて考えていかななくてはならないと思っているんです。令和5年度に向けて、その辺りはどのようにお考えですか。

山本生活安全課長 空き家の数は、全国的に増加傾向にあるというのは感じているところです。正確な空き家の数については、現在、市内全域の実態調査を実施している途中ですので、今年度末には正確な数字が出てくると思えます。それらを見てから空家等対策計画の改定を予定しておりますので、今後の老朽危険空家等除却促進事業も含めた補助金、空き家対策の在り方は、計画中で方針を示していきたいと思っております。

平生活安全課課長補佐 先ほどの山田議員の御質問について、不交付となった空き家の隣地との距離ですが、まず、空き家の三方は、空き家の所有者の所有地で、現在、空き地となっております。その三方については認定の影響はなく、残る一方ですが、空き家の外壁が6.2メートルあって、隣地との距離は2.9メートルなんですけど、対象の空き家が隣地よりもかなり低い位置にありまして、その隣地の境には5.1メートルの壁がありますので、その方向に倒壊をしてもその壁に全部当たって、隣地にはいかないということですので、不交付決定したところです。

奥良秀委員 空き家の利活用について、高泊小学校校区の建物について、差し支えなければ、築年数等を教えてください。

平生活安全課課長補佐 建築年月日は、昭和55年3月10日です。

山田伸幸委員 51ページ、空き家バンク補助金の説明で、「申請受付期間が令和4年1月31日」となっているんですが、これは、受け付けてから工事完了までが年度内に終わらなくてはいけないということで、この日付なんですか。工事内容によっては申請からすぐに許可が下りれば取り掛かれるかもしれませんが、申請から実際に許可が下りるまでの程度日数が必要となっていますか。

山本生活安全課長 申請いただいて、書類審査と併せて現地を確認しますので、最短で1週間、長ければ2週間以内には許可を出したいと思っております。

山田伸幸委員 補修する中でどうしても手が掛かってしまうということがあった場合はどうするんですか。市が予算を繰り延べる手続をするんですか。

山本生活安全課長 あくまでもこの期間の中で改修できる範囲のことをしていただきたいと考えております。

松尾数則分科会長 確か改修についてはリフォームも使えるんですよね。これ以外にリフォームにも使えるんですか。

山本生活安全課長 リフォームとは、この空き家バンク登録物件のリフォームですか。

松尾数則分科会長 そうではなく、建築住宅課が行っているリフォーム事業の補助金も同時に使えるかと聞いています。

山本生活安全課長 同時には使えません。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり空き家対策は重要な案件で、副市長が言われたように市が一丸となって頑張っていくということですので、是非とも頑張ってもらいたいと思います。それでは、審査事業17の説明をお願いいたします。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 審査番号17番、地域づくり推進事業について御説明します。53ページをお開きください。事務事業名、地域づくり推進事業で、事業の概要は今後の地域コミュニティーの在り方を検討するとともに、各地域の地域課題の解決に向けた事業の実施や組織の設立、人材育成等に対して支援を行うものであります。対象は、各地域のまちづくり団体や地域住民の皆様で、手段として人的・財政的支援、人材育成です。意図としては、住民が主体となった地域課題解決への取組を推進するものとしています。決算額は、用紙代等の消耗品費4万1,000円、地域の皆様にパワーポイント等を活用して説明をしていくためのプロジェクター、ノートパソコン、スクリーンの備品購入費20万8000円です。歳入は、総事業費24万9,000円の2分の1の12万4,000円を地域創生交付金で充当しております。活動指標は、研修会、ワークショップ等の開催回数を目標値3回に対して、実績12回開催しております。成果指標の研修会の理解度は、未実施となっております。活動指標の詳細及び成果につきましては、54ページをお開きください。令和3年7月15日に市民館文化ホールにおいて、「地域を創るフォーラム」を開催しました。内容は、地域の課題が多様化、複雑化する中で10年後の地域づくりの問題提供させていただく場として、地域運営組織に関する趣旨説明、また、市長や団体の長とのパネルディスカッションを行っております。その後、7月から8月にかけて11地区全てにお伺いし、地域を取り巻く課題、その課題解決に向けた手法である地域運営組織のイメージを御説明しました。また、地域の方々に更に現状と課題を共有するための将来推計人口等を記した地域カルテへの

作成に着手したとともに、地域の皆様の主観的データを把握するために、各自治会長の御協力の下、「住みやすさに関する市民アンケート」を実施しました。対象は、市内全世帯の1割程度の2520世帯として、そのうち1864世帯から回収でき、回収率は74%となっております。53ページにお戻りください。令和5年度に向けた課題及び改善策は、地域カルテや「住みやすさに関する市民アンケート」の集計結果並びに昨年度に地域にお伺いした際の皆様の意見を踏まえ、地域の皆様と現状と課題を共有するとともに、地域ごとに目指すべき姿である将来ビジョンの策定を地域の皆様と考えてまいりたいと考えております。その上で地域課題解決に向けた取組をどのような体制で行うべきかを地域の皆様と一緒に考えていくことができればと思っております。目標達成度はAとし、令和5年度に向けた方向性、成果を拡充、コストを拡大としております。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を受けません。

山田伸幸委員 これは公民館問題のときに再三議論して、それに着手したといふところなんですけど、実際に地区説明会をされた印象や参加された皆様の反応は把握しておられるでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 それぞれの地区にお伺いして御説明した際の感想として、「地域運営組織のイメージについて、余り具体的なところを説明しなかった」というものがあります。これは組織の形成に当たって、皆様に先入観を与えないようにしたいという思いでイメージだけで御説明したところなんです。それによって、どうしても具体的でないのだから分りにくいという御意見をたくさん頂きました。一方で、いろいろな皆様の御意見を頂く中で、それぞれの地域によって違うんですけども、やはり直面している地域課題を多く頂いたところです。これらを今後取りまとめて、その解決に向けた取組をどのようにしたらいいのかを

皆様としっかり考えていくことができばと思っております。

山田伸幸委員 この取組は、第1回を昨年度されたということなんですけれど、昨年度はこれだけで終わったんですか。それとも、ずっと意見を聞いていったわけですから、何らかの成果物等を残して、それをまた地域に返していくということはされたんでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 昨年度に地域の現状の客観的データとして将来推計人口等を示した地域カルテへの作成に着手しております。これについてはおおむね完成しております。また、1,864世帯に地域の皆様に「住みやすさに関する市民アンケート」を御提出いただいております。これらの集計もおおむね完成しておりますので、これらをもって皆様方のところにまたお伺いし、現状を共有するとともに課題解決に向けてどのようにしていけばよいかについて、今年度に話し合いさせていただきたいと思っております。

山田伸幸委員 それぞれの地域課題が浮き彫りになっていかないと、それをどうするのかに進まないですね。ただ、問題は人材なんです。人材育成がされていないと、なかなか取り組まれにくいです。私の住んでいる地域でも、役員の高齢化が非常に進んでおり、しかも、代表者は非常に長年やっておられていて、大丈夫なのかと思わざるを得ないんです。やはり、地域の中で中心となるべき人づくりが必要だと思うんですが、その点の取組はどうされているんでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 現在本市におきましては、この地域課題解決に向けた取組について、多くの方々が汗を流して取り組んでいただいております。そういった面からすると、地域づくりについては県内でもトップレベルの状況であると思っております。一方、そういった状況ではあるんですが、役員の方々が高齢化しておられる、次の地域づくりの担い手が不足してくるというのが大きな課題であると認識して

おります。ここについては、地域づくりに多くの方々に参加していただくことが第一だと思っております。その中で現在行っておられる方々の負担の軽減していくこと、それと同時に、まだまだ地域の方々の中にあるいろいろな得意分野や経験を持った方々がいらっしゃると思っておりますので、こういった方々を発掘していくことも今後の事業の方向であろうと思っております。また、地域づくりに向けた様々な学習機会も今後展開する中で、地域づくりの重要性、そして、意識の醸成を図っていくことができると思っております。

山田伸幸委員　まだまだ地域の中から自らそれを取り組もうとはなっていないと思うんですね。どうしても行政が出向いて、そういった働きかけをせざるを得ない状況ではないかと思うんです。そうしたときに、例えば、河上次長は非常に頑張っておられるんですけど、市もそういう人を割ける状況ではないと思うんですよ。そうしたときにこの地域運営組織が本当にうまく立ち上がるのか、機能するのか、非常に危惧しているんですが、どうでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長　市民活動推進課のメンバーでしっかり頑張りたいと考えているところです。また、この地域運営組織、あるいは、地域課題解決に向けた取組は、市民活動推進課だけの事業ではありません。例えば、高齢化、高齢者の問題ということであれば、高齢福祉課が所管となります。この辺の行政の横の連携をしっかり作り、そして、それぞれの所管において地域と連携し、「協創」のパートナーとして、地域課題解決に向けた取組を行っていくことが重要だと思っております。その辺の職員自体の意識の醸成を今後しっかり図りたいと考えております。

山田伸幸委員　思いはよく分かるんですが、実際にそれができるのかと言ったときに、河上次長は、もうほとんど席におられないですね。河上次長、川崎部長がそういった皆様の地域運営組織づくりにどこまでかかわれる

のか。結局、地域に「頑張ってください」と投げ掛けて、それでおしまいになってしまう気がするんです。だから、その点をどういう理想に向かっていくのかをしっかりと協議していく必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 山田委員がおっしゃるとおりです。繰り返しになりますが、市民活動推進課だけで取り組むべきものではなく、市全体で取り組むべきものだと思っております。先ほど申し上げましたように、関係各課が連携強化を図り、地域と「協創」のパートナーとして対応していくことが重要だと思っております。そのための一つの施策として、来月に庁内全課長級を集めた地域運営組織、あるいは「協創指針」に関する研修会を実施することとしております。これにより、今後の地域づくりの課題、そして、地域づくりをどのようにしていったらいいのか、そして、それぞれの課が地域課題解決に向けて地域と一緒にやっていかなければならないことを説明し、共有してまいりたいと思っております。

大井淳一郎委員 今後地域に入っていく中の一つのツールとしての地域カルテなんですが、先ほどの説明を聞く限りまだできていないようですが、進捗状況はいかがですか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 地域カルテについて、集計等は全てできており、あとは微調整、見た目のところを調整しているところです。皆が分かりやすい色合いなど小さいことで恐縮ですが、そういったところを調整しているところです。ついては、ある程度地域の皆様と話し合いができる状況になれば、お示しができるような状況です。

松尾数則分科会長 地域カルテはほぼ出来上がっているということですね。

吉永美子委員 54ページ、市民アンケートを実施されている。これは地域カ

ルテに関することだと理解しているんですけど、1864世帯から回収できたということで、11地区で偏りがあってはよくないと思うんですが、どのようになっていますか。

西崎市民活動推進課課長補佐 市民アンケートにつきましては、市内の全世帯の10%を抽出しております。ですので、各校区から10%を抽出して配布しております。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 回収率は全体で74%です。各地区の割合は出しておりませんが、どの地区も自治会長の御協力を頂いておりますので、高い割合、同じぐらいの割合で御提出いただいているところです。

吉永美子委員 よくあるパターンなんですけど、1割程度で、そのうちの74%だから1割も行かない形になるんですけど、アンケートを取るのはいくら取らないといけません、この基準はどうなっているんですか。結局は1割いかないですね。1割抽出しているけど、回収率は74%だから、10%いかないですね。単純に7.4%ということで。これはどういう基準ですか。

西崎市民活動推進課課長補佐 発送件数ですが、アンケートにつきましては、今回は自治会長にお願いしましたので、ある程度の回収率は見込めるという前提で行っております。ですので、通常、郵送等でお願ひした場合に回収率30%などになってしまいますので、今回につきましては自治会長にお願いして回収率を見込める方法で行いましたので、今回の回答があった件数に関しましては、今後の地域課題と言いますか、地域の実情を把握するために充足した件数だと認識しております。

吉永美子委員 通常、1割ぐらいを抽出した中で30%ぐらい、もう大体傾向としては問題ないということで、3%ぐらいになりますね。山陽小野田

市がアンケートを取る際の基準についてです。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 アンケートの取り方には、統計学的にいろいろな考え方があります。なかなかこの割合が全ての市民に影響を与えろとはっきり申し上げることはできませんが、この回収数1864世帯というのは、恐らく他の各課が行っているアンケートと比較してもかなり多い回収数だと思っております。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）山田委員が言われたように、地元から盛り上がる雰囲気は是非とも作っていただきたいと思っています。それでは、5分間休憩して、11時30分に再開します。

午前11時25分 休憩

午前11時30分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審査を続行いたします。それでは審査番号18番から審査したいと思いますので、執行部の説明を求めます。

山本生活安全課長 審査番号18番、防犯カメラ設置補助事業について説明いたします。一般会計予算決算常任委員会資料は55ページから57ページまでです。資料56ページを御覧ください。当該補助事業は、犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助するもので、昨年7月から申請受付を開始した事業です。補助対象者は、自治会、その他これに類する団体で、一定の地域を基盤とし、地域に根差した活動をしている団体で、補助対象経費は、防犯カメラ録画装置等の機器購入費用、防犯カメラの設置工事費用、防犯カメラ設置を示す看板などの設置費用で、保守管理等に関する費用は対象外としています。補助金額は、補助対象経費

の10分の7、上限は10万円としています。防犯カメラを設置することにより、犯罪が抑止されることによる市民の安心・安全の確保、犯罪が起きた場合の早期解決への期待、不法投棄の抑止、交通安全への寄与といった効果を期待しています。令和3年度の実績については、資料57ページのとおりで、申請のあった9自治会に対し、合計85万2,000円の補助金を交付しました。資料55ページに戻っていただき、当該事業の成果等についてです。成果としては、9台の防犯カメラ設置補助をしたことにより、地域の安全の確保に寄与することができました。令和5年度に向けた課題及び改善策については、当該事業は、昨年度開始した事業であり、今後の申請件数等の状況を見て、改善、継続の検討をしていきたいと考えています。目標達成度は、予定設置台数には届いておりませんが、昨年度途中に開始した新制度であることを踏まえて「C」としました。御審査のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を求めます。

大井淳一郎委員 報告がありましたように、活動指標が20台で実績が9台、45%ということなんです。これは多分途中ということもあるけれども、募集の仕方が少し違っていたんですよね。その辺りの理由を教えてください。

山本生活安全課長 昨年度の途中から開始した制度で、昨年度にどれだけできるかという見込みがなかなか難しいところもありました。昨年度は、地区の偏りを懸念して、各地区の校区長を通じて案内して募集しました。

大井淳一郎委員 となりますと、今年度、次年度のやり方は変わっていますよね。いかがですか。

山本生活安全課長 今年度は、4月に全自治会に対して防犯カメラ設置補助事

業のガイドブックの概要版を配布して案内しているところです。引き続き来年度も全自治会に案内したいと考えております。

大井淳一郎委員 参考までに、今年度の募集件数を分かる範囲で教えてください。

山本生活安全課長 相談は9件受けているんですけども、申請は現時点で1件のみです。

山田伸幸委員 実は私も申請に向けて努力してみました。総会において基準を定めて、予算も確保していたんですが、要件に「住民の同意が必要である」というのがあって、「ここでこういう防犯事案も発生していますよ」と地図を示したんですが、それでも、カメラの範囲に少し写る、又は写らない人でも班の中の方が反対されて、結局、申請に至らなかったんです。非常にハードルが高いと感じたところです。もう一つ言われているのが、ごみの監視ではないと。実際、私どもの自治会では他地区からの持込みの違反ごみが相当あって、これも対象にできないかと思ったんですけど、「それは駄目ですよ」と言われていて、使い勝手が悪いシステムではないかと思うんですが、そういった苦情はほかにはありませんでしたか。

山本生活安全課長 同意についてですが、防犯カメラは、どうしても知らないうちに撮影されたり、目的外に映像を利用されたり、取扱いによっては個人のプライバシーが侵害されるおそれがあります。そのため、設置に当たっては、「防犯カメラの有用性を考慮した上でプライバシーの保護に十分配慮していただきたい」と自治会に伝えているところです。したがって、どうしても反対があっても、かえって自治会内でトラブルになってもいけませんので、その辺りは自治会でよく御協議いただいて、申請していただきたいと思います。それから、ごみについてですが、防犯カメラなので、犯罪防止が目的となっているかが問題になると思います。

ごみステーションの地域内の住民のごみの出し方やマナーを監視することが目的となると、犯罪防止とは言いがたいと思います。ただ、地域外の人から持ち込まれることで不法投棄に当たるのであれば、防犯カメラの対象にしていいと考えております。

吉永美子委員 展望、効果等について、これから進められるに当たって、「こういった効果が見込まれるんですよ」ということを伝えていくことがとても大事だと思うんです。「設置されてからこんな効果がある」という事例があると、進めるに当たって大変いいと思うんですけど、今のところはまだありませんか。

山本生活安全課長 現時点では設置した自治会の追跡調査やアンケートを実施していないので、今後その辺りも考えていきたいと思っております。

山田伸幸委員 私のところでは熱心にニュースを出しましたし、全戸でアンケートも出しました。そして、班の役員に訪問もしてもらったという効果かも知りませんが、違反が減りました。それだけでも効果があったと思っています。実際にカメラを取り付けることができればもっと良かったと思います。私どもの自治会は、宇部地域と隣接していて、宇部地域に抜けてく道路が自治会内に走っております。これまでも女子児童が追い掛け回されるといった事件も発生しておりますので、看板だけでも付けてみようと考えております。これは自治会の判断でできるところですが、できるならばカメラを取り付けるハードルを下げていただきたいという思いを持っているんですが、何か検討できないでしょうか。

山本生活安全課長 現段階では申請に関する書類や要件の見直しは考えていません。先ほども言いましたとおり、プライバシーの保護について、例えば、テレビでもよく見ると思うんですけども、かえって訴訟なりトラブルになってはいけませんので、プライバシーの観点からは自治会の中でよく

話し合っていて、ガイドラインに示している管理責任者や操作責任者をきちんと置いていただいて、映像は適正に管理していただかないといけません。その辺りは、自治会のいろいろな意見等を参考にしながら、必要であれば見直していきたいと思います。

山田伸幸委員 私どもの自治会で一番問題になったのは住民同意なんです。見えない範囲であっても、見えるかもしれないければ同意が必要なので、少し厳しいと思います。防犯カメラは、現代社会において、交通事故があったり、先ほどあったようなごみの不法投棄だったり、いろいろなところで役立つシステムですので、これに補助金が使われるのであれば、もう少し使いやすい中身にしていただきたいと思います。今回は9自治会ですけど、市としてどの程度の普及を目指しているのかという目標等はお持ちでしょうか。

山本生活安全課長 当初予算でも上げているとおりでありますが、年間20件ずつ設置されていけばよいと考えているところです。

松尾数則分科会長 工事費用がえらく違いますが、この辺の違いはどうなっているんですか。

山本生活安全課長 防犯カメラは、機種、メーカー、設置業者によって価格が異なります。高性能は高額になりますし、安価なものもあります。例えば、ショッピングセンター、コンビニ、銀行であれば、やはり高性能なものが必要でしょうし、それと同程度のものとなると恐らく100万円近く掛かります。今設置されているのは、大体10万前後、設置工事の費用も含めて15万円ぐらいのものを設置している自治会が多いようです。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑はこれで打ち切ります。続きまして、審査事業22番について説明を求

めます。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 審査番号22番、DV相談員設置事業について説明いたします。65ページをお開きください。事務事業名、DV相談員設置事業で、事業の概要は、複雑化・多様化する配偶者等の暴力被害について、相談受付、危機介入、応急避難、所要の諸手続き援助、自立支援等適切な対応が求められていることから、令和3年度からDV相談員を設置しています。また、相談員の育成と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修を受講させるとともに、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動に取り組んでいくものであります。対象は、本市に在住している人で、手段は専門性を有したDV相談員の配置、意図は、相談体制・支援体制の充実を図ることとしております。決算額は、DV相談員の報酬178万5,000円、職員手当等35万8,000円、共済費31万8,000円、費用弁償3万8,000円、用紙代等の消耗品1万円です。歳入は、児童福祉事業対策等補助金で総事業費250万9,000円の10分の5の上限金額である104万5,000円を充当しています。活動指標は、相談の助言率は、全ての相談に対して傾聴し、対応・助言をしてまいりましたので目標100%に対して達成率100%、DV相談員の資質向上を目的とした研修会の参加件数は目標1回に対して、実績は、WEBで提供される研修などに積極的に参加したことにより15回、DV相談件数は、実績として46件です。成果につきましては、専属のDV相談員を設置したことにより、相談体制・支援体制の強化が図られました。また相談員が積極的に多様な研修に参加したことにより資質向上が図られたと考えております。令和5年度に向けた課題及び改善策は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅時間の増加や社会的ストレスが要因の一つと考えられますが、相談件数が増加傾向にあります。また、高齢者、障害者、子ども関係など福祉分野が関連した相談が多いことから、関係機関との連携強化を図るとともに相談員の更なる資質向上を図っていきたいと考えております。目標達成度は、「A」で、成果は現状維持、コストも現状維持

としております。ご審査のほど、よろしく申し上げます。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。

山田伸幸委員 DVには、児童虐待も附属していることが多いと思うんですけど、その実態はどうでしょうか。もし件数が分かればお答えください。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 山田委員がおっしゃるように、このDV関係の相談によって、子供の虐待や夫婦げんかすることによる影響、つまり、子供に対する面前DVというものもあります。これについては、子育て支援課や児童相談所等ともいろいろ協議、連携を図りながら、解決に向けた取組を行っているところです。いろいろな状況がありますので、細かな件数は把握しておりません。

山田伸幸委員 緊急を要する場合にはシェルターへの避難もあろうかと思うんですけど、実際にそこまでに至った事例があるのか、また、山陽小野田市として利用できる施設が何人分ぐらい準備されているのでしょうか。

西崎市民活動推進課課長補佐 令和3年度の実績としまして、シェルターに措置された件数はゼロです。シェルターは、場所も公表されていないもので、市町村ごとの枠もありませんので、必要に応じて対応できるものと考えております。

吉永美子委員 DV相談員は、何名ですか。また、性別を教えてください。

西崎市民活動推進課課長補佐 1名で女性です。

吉永美子委員 DV相談員の勤務体制を教えてください。

西崎市民活動推進課課長補佐 パートタイム会計年度任用職員で、勤務時間は
8時30分から16時45分までです。

吉永美子委員 勤務時間以降に相談があった場合はどのように対応されている
んですか。

西崎市民活動推進課課長補佐 時間外勤務で対応しております。また、職員も
同席しますので、相談が終了するまでは一緒に対応しております。

吉永美子委員 DV専門職として資格は要らないということですが、相談を受
けくれる職員がいることは、相談者にとっての安心感につながると思
います。研修にしっかり参加して頑張ってくださいを高く評価します
ので、聞きます。予算審査のときに、「相談を受けるためにこちらから
出向くことはないのか」という質疑に対して、「体制が取れるようにな
れば、山陽総合事務所での出張相談などを検討したい」という旨の答弁
があったと思いますが、出張相談はどのように対応しておられますか。

西崎市民活動推進課課長補佐 現在、出張相談までは行っておりません。ただ、
山陽地区にお住まいで、山陽総合事務所等が相談しやすいということで
あれば、そちらに出向いて相談を受けております。

山田伸幸委員 私も相談に関わった事例なんですが、常に監視があつて家から
出られず、非常に厳しい状況に置かれている相談者に対して、最終的に
は何人かで家に行って、用意した別の住居に避難させることもあったん
です。相談には、SNS、メールを活用せざるを得ない状況もあると思
うんですが、そういった相談も受け付けておられるんでしょうか。

西崎市民活動推進課課長補佐 市にはSNSを活用した相談はないんですけれ
ども、県には「山口SNS相談」があります。これは、24時間対応で
るので、市としては、そういったところを紹介しています。

大井淳一郎委員 デジタルスマートシティの関係でLINEのチャット機能を使うということもあったんですが、そういった活用もできるのではないかと思うんですが、検討状況はいかがですか。今言われたものは県の事業ですね。山田委員が言われたように、外に出られない状況の方へのSNSの活用ということなんですが。

西崎市民活動推進課課長補佐 LINE等を使えば、気軽に相談できる面があると思いますので、導入につきましては、市のSNSを活用した相談が他にもありますので、そういったところと連携しながら考えていきたいと思っております。

大井淳一郎委員 よろしく申し上げます。それから、DV相談員は、相談に乗ることが主な業務なんですが、事業概要に書いてあるように、「DVの予防・啓発活動にも取り組む」という啓蒙活動をしていかなければいけないと思っています。コロナ禍で制約されているところもあるんですが、フォーラムやシンポジウムなど相談員が活躍できる場があると思うんですが、その辺りの検討状況はいかがでしょう。

西崎市民活動推進課課長補佐 相談ですので市にDV相談員がおり、そういった相談が気軽にできるということを周知して、皆様に知っていただくことが一番大事だと思っております。男女共同参画など相談員に関連するイベントがあれば、チラシを配るなどを行って周知しているところです。

大井淳一郎委員 この質問したのは、事業評価シート65ページの事業概要に、「被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組む」と書いてあるからなんです。これは相談員も含めた担当課で行うという意味なんです。相談員を活用すべきではないかと思うんですよ。

西崎市民活動推進課課長補佐 パンフレットを作成して、そういった体制を取

っていきたいと考えておるところです。

吉永美子委員 少なくとも市役所3階の女性トイレには置いていないと思うんですが、市によっては女性トイレに小さい名刺型のお知らせで、「DV相談を気軽に」と啓発しているところもありますね。本市は、女性トイレなど女性しか行かないところでの啓発はどうしていますか。

西崎市民活動推進課課長補佐 名刺型のパンフレットは、確か市役所の女性トイレに置いていていると思います。三階にはなかったですか。もう一度確認して、置くようにします。申し訳ありません。

大井淳一郎委員 DVや面前DVという話も出ましたが、これは以前からありますが、デートDVという恋人同士のDVもあるんですが、そういう若い人たちに対する活動、啓蒙の現状はいかがですか。

西崎市民活動推進課課長補佐 現在は、年代を特定しての周知等はしておりませんので、若い方を対象に個別に対応できる周知方法があれば、今後検討したいと思います。

奥良秀委員 DV相談受付件数の、性別は分かるでしょうか。

西崎市民活動推進課課長補佐 46件中、女性が44件、男性が2件です。

奥良秀委員 いろいろな報道等であるように、男性もDVを受けることがあるんです。相談員が女性というところで、男性は女性には相談しにくいんじゃないかと思うんですが、その辺りは今後どのように考えていかれるでしょうか。

西崎市民活動推進課課長補佐 基本的に女性の方が多いので、女性の職員で対応するようにしております。相談者に応じて、男性が受けるほうがいい

ような相談内容でしたら、男性職員がおりますので、そういった職員で対応したいと思います。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）これで質疑を打ち切ります。午前中の審査はこれで終わります。

午前 12時 休憩

午後 1時 再開

松尾数則分科会長 それでは、休憩を解きまして審査を続行します。午前中に欠席していた白井副委員長から一言あるそうです。

白井健一郎副分科会長 9月2日の夕刻から胸が痛いので市民病院に行き、心胸の手術をして戻ってまいりました。これからまた一生懸命頑張りますので、よろしくお願いします。

松尾数則分科会長 それでは、議案第58号から審査します。健康増進課分が残っておりましたので、執行部からの説明を求めます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について健康増進課分を御説明します。補正予算書の19、20ページをお開きください。4款、1項、7目、10節需用費のうち消耗品費43万2,000円の増額は、地域外来・検査センター事業において、新型コロナウイルス感染症の拡大により検査数が当初の見込みより多いため、検査に使用する消耗品を購入するため増額するものです。12節委託料の検査委託料1,638万6,000円の増額は、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の急拡大により地域外来・検査センターにおける検査数が当初の見込みより多いため、今後の見込み等を踏まえて増額するものです。この事業に関する財源につきましては、

歳入の13、14ページをお開きください。16款、3項、3目、1節保健衛生費県委託金の地域外来・検査センター事業費474万4,000円の増額、及び21款、4項、3目、4節衛生費雑入の検査検体搬送料1,207万4,000円の増額です。これらの2つの歳入につきましては、地域外来・検査センター事業の今後の見込みを踏まえて増額するものです。19、20ページにお戻りください。4款、1項、7目新型コロナウイルス対策費のうち、今御説明した1,681万8,000円を除く3億2,990万2,000円は全て新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものです。新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、当初、令和4年9月までの事業費に係るものとして計上しておりました。現在、国から正式に接種期間の延長の連絡は来ていませんが、10月以降につきましても新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う予定とのことから、この度の補正予算において、追加で必要な事業費を計上しております。また、オミクロン株対応ワクチンにつきましても、10月中旬以降に接種できる体制を整備するように国から通知が来ておりますので、それらに必要な事業費についても計上しております。4款、1項、7目、10節需用費のうち消耗品費65万円の増額は、接種券の再発行等のワクチン接種に係る事務用品費であります。燃料費4万3,000円は、リースしている公用車のガソリン代です。11節役務費のうち通信運搬費584万9,000円の増額は、追加接種の接種券の郵送代であります。手数料975万8,000円の増額は、国保連への接種費用支払事務の代行手数料です。保険料59万7,000円の増額は、集団接種に従事していただく医療従事者の保険料です。委託料3億1,179万9,000円の増額のうち、システム改修委託料300万円は、追加接種に必要な接種記録データを健康管理システムに取り込む等の改修費用です。廃棄物処分業務委託料10万7,000円の増額は、集団接種における医療廃棄物の処分に係る費用です。予防接種委託料2億4,215万7,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る費用です。コールセンター業務委託料5,721万5,000円の増額は、コールセンターでの予約受付や相談業務に

対応するための7回線分の委託費用です。ワクチン配送委託料240万3,000円の増額は、ディープフリーザーが設置されている基本型医療機関から接種医療機関へのワクチン配送に係る費用です。集団接種業務委託料691万7,000円の増額は、集団接種会場の運営等を民間会社に委託して接種を行うための費用です。13節使用料及び賃借料、機械器具借上料67万8,000円の増額は、ワクチン接種の予約管理等で使用しているパソコンのリースやワクチン接種事業で使用している公用車のリース費用です。17節備品購入費、庁用器具費52万8,000円の増額は、新たにオミクロン株対応ワクチンを配送する際に使用する保冷バッグを購入するための費用です。この事業に関する財源につきましては、まず歳入の11、12ページをお開きください。15款、1項、2目、1節保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費2億4,215万7,000円の増額は、ワクチン接種事業に係る費用を10分の10国が負担するものです。続きまして、歳入の13、14ページをお開きください。15款、2項、3目、1節保健衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費8,774万5,000円の増額は、市が実施するワクチン接種事業の体制確保に係る必要経費を10分の10国が補助するものです。最後に、オミクロン株対応ワクチン接種につきまして、簡単に付け加えさせていただきます。この度の補正予算作成時の8月頃には、10月半ば以降、初回接種を完了した全ての住民を対象に接種を開始することを想定して、接種券の発送準備を進めることとされており、対象年齢や接種間隔等の詳細が示されないまま10月中旬以降の接種開始を目指して準備してまいりましたが、昨日9月6日に開催された国の説明会において、対象については、初回接種を完了した12歳以上の全ての住民を対象に実施することを想定して準備を進めること、9月半ばに前倒しでオミクロン対応ワクチンが配送されること、特例臨時接種の実施期間を令和4年度末までの延長の方向で調整していること等の説明がありました。しかし、ワクチンの分配時期や分配量の詳細、接種間隔など確定していないものもあるため、まだ詳細な接種体制をお示しできる段階にはありませんが、

詳細が決定次第、速やかに接種券の発送や広報誌等で市民への周知が出来るように準備しております。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を受けません。

大井淳一郎委員 オミクロン株への対応のことで質問します。この度の補正予算の増額補正は、12歳以上分を想定したものと理解してよろしいでしょうか。それとも、今後、新たな増額補正があるということなんですか。

林健康増進課主査兼コロナ対策室長 この度の補正は、オミクロン株対応の12歳以上を想定して予算計上しております。現在のところ、この予算で対応できると考えております。

山田伸幸委員 オミクロン株対応のワクチンということなんですが、現在のワクチンは、オミクロン株に対しては弱い又は効果がないということでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 私どもも国から示されている情報しかありませんが、従来の株のワクチンでも重症化予防の効果は十分にあると聞いております。ただ、今流行しているオミクロン株に関しては、従来のものより効果が少し高いという辺りと、まだ詳細な情報がおりにきていませんが、感染予防効果や発症予防効果は期間的に短いかもしれないが、期待されるのではないかと昨日説明があったところです。

山田伸幸委員 接種によって問題になっている死亡率の高さへの対応は、4回目接種では変わってくるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 死亡率の高さについては、私どもも専門ではありませんので、一個人の意見になってしまうので、回答は差し控えさせていただきます。

山田伸幸委員 先ほど地域外来検査センターのことが説明されましたが、ここでは大体どれぐらい検査しているのでしょうか。

林健康増進課主査兼コロナ対策室長 令和4年度4月から9月5日までで、621件の検査がありました。

山田伸幸委員 これは医療機関から預かってくる部分と考えてよろしいのでしょうか。

林健康増進課主査兼コロナ対策室長 そのとおりです。

大井淳一郎委員 戻って申し訳ないですが、オミクロン株対応ワクチンは、私たちが従来打っているファイザー、モデルナ、ノバマックスなどが全てオミクロン株対応に置き換わったものが、今後、配送されるという理解でよろしいのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 オミクロン株対応は2価ワクチンが使用されると聞いております。今予定されているのは、ファイザー、モデルナの2種類と聞いております。

山田伸幸委員 コールセンターの業務委託料5,700万円は、3月末までの追加分ということなのでしょうか。

林健康増進課主査兼コロナ対策室長 10月から3月までのコールセンターの事業費として計上しております。

松尾数則分科会長 質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑はこれで打ち切ります。続きまして、事業審査に入ります。審査事業27について説明してください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 審査番号27番、成人健康診査事業（がん検診）について御説明します。この事業は、がん検診そのものの事業が1つ、受診率を上げるための対策事業が3つ、合計四つの事務事業に分かれていますので、四つの事務事業評価シートをまとめて説明します。76ページをお開きください。一つ目の事業、成人健康診査事業（がん検診）です。最初に資料の訂正をお願いします。中段の「活動指標又は成果指標」の1段目、集団検診の実施回数の実績と達成率ですが、令和2年度の実績8回を9回に、達成率57.1%を64.3%に、令和3年度の実績12回を14回に、達成率85.7%を100%に訂正願います。それでは御説明します。本事業は、健康増進法第19条の2に基づき、他の制度等で健診を受ける市民のがん検診の機会を提供するものです。がん検診の種類と対象年齢は、80ページを御覧ください。この事務事業と関係ない健診も含んだ一覧となっているので申し訳ありませんが、1から6番が、この事務事業の対象となるがん検診です。76ページにお戻りください。決算額につきましては、歳出総額7,024万7,000円のうち、主なものは健康診査委託料6,952万5,000円です。この事業に係る財源は、受益者負担金が1,080万1,000円、一般財源が5,944万6,000円です。活動指標は、集団検診の実施回数と個別健診の受託医療機関数としています。集団検診は目標通り実施しましたが、受託医療機関数は閉院に伴い1か所の減となっています。成果指標は、がん検診受診率です。全てのがん検診の平均受診率を13%にすることを目標としていますが、コロナ禍の影響もあり、2年前に比べると減少している状況です。次に、成果です。各がん検診の受診率の計算方法の関係から受診率はほぼ横ばいですが、全体的な受診者数は令和2年度よりは増加しています。令和5年度に向けた課題は、健診の種類によっては希望者が多い状況だったことから、今年度は受診

日の増加や受診可能人数の増加により令和3年度より多くの方を対応できるようにしたところです。今年度の状況を見ながら令和5年度の体制を検討していきたいと考えています。また、周知や申込受付にSNSを利用することで、受診率の向上を図りたいと考えています。目標達成度につきましては、受診率だけを見ればC段階ですが、受診体制については、コロナ禍の影響があったものの9割がた整えることができたことから「B」とし、令和5年度に向けては健診機会の確保は同様に必要と考え、コストについては維持し、受診者数を増やしていくということで成果は「拡充」としました。次に、77ページをお開きください。二つ目の事業、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業です。この事業は、主に、がん検診の受診率向上に向けた事業となります。受診率を向上させることで疾病の早期発見を行い、適正な医療管理に導くために実施するもので、国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」に基づき実施する事業をこの事務事業にまとめています。具体的には対象と手段の欄を御覧ください。1点目は、国民健康保険の被保険者の方に大腸がんの受診勧奨資材を個別郵送する事業。2点目は、年度内に21歳及び41歳になる女性に対して、それぞれ、子宮がん検診及び乳がん検診の無料クーポン券を個別郵送する事業。3点目は、各がん検診の精密検査未受診者に対して個別に受診勧奨する事業です。決算額につきましては、歳出総額155万3,000円のうち、88万円はクーポン券に係る健康診査委託料です。その他、印刷製本費及び消耗品費及び通信運搬費はクーポン券及び大腸がん検診の勧奨資材の個別通知等に関する経費です。歳入の県支出金は事業費の補助基準の2分の1となっており26万7,000円、一般財源が128万6,000円です。活動及び成果指標は、クーポン対象者に対するそれぞれのがん検診受診率を挙げています。子宮がん検診は令和2年度と比較してほぼ変化がないですが、乳がん検診につきましては、令和2年度と比較して約7%減少し、それぞれの目標の6割程度の受診率となっています。三番目の大腸がん勧奨資材有り無しの受診率の差につきましては、勧奨資材を送付していない人に比べて、送付した人の受診率の方が上がることを目標

にしています。2年毎に同じがん検診の勧奨資材を、別の対象に送付するため、年度ごとの目標値や計算方法が若干異なりますが、令和3年度は送付した群の受診率を8%上げることを目標としていましたが、結果は3.8%の差でした。次に成果です。クーポン対象となっている子宮がんや乳がん検診の受診機会の拡大として、個別健診は隣接する市でも受診できるような体制を整えています。また、集団検診の土日開催や、女性限定の託児付き健診等の体制も整える等、受診機会を拡大し受診しやすい環境を整えましたが、クーポン券の受診率は昨年度より減少しています。令和5年度に向けた課題及び改善策につきましては、無料クーポン券はなかなか受診率の向上に結びついていない現状であることから、特に受診率の低い子宮がんについて、現在、高校生など若者を対象とした調査・研究を行っていますので、そこから明らかになる課題に向け解決策を検討していきたいと考えています。また、対象者へのナッジ理論を活用したがん検診情報等の提供の工夫や、この後の事務事業に出てきますが、女性限定の託児付き集団検診等の受けやすい検診体制等の周知を更に行ってきたいと考えています。また、勧奨資材を使用した個別通知については、がん検診の種類を変えながら継続していきたいと考えています。目標達成度は成果指標の達成率の平均が56%であることから「C」とし、令和5年度に向けた方向性については、本事業は、がん検診の受診率を向上させるためにも重要な事業であると考え、成果を「拡大」、コストを「維持」すべき事業と考えました。78ページをお開きください。三つ目の事業、成人健康診査（がん検診）協会けんぽ被扶養者の検診事業です。この事業もがん検診の受診率向上を目指した事業で、協会けんぽと包括連携協定を締結し、協会けんぽの被扶養者に対するがん検診等の周知を図るとともに、受診しやすい検診体制を作り、がん検診の受診率向上への取組とするものです。費用につきましては、この協定に伴う受診者の増加分と考えられる費用となります。決算額につきましては、歳出総額38万1,000円のうち37万3,000円は、協会けんぽ被扶養者が特定健診とがん検診をセットで受けられる集団検診2日間において、がん検診を受けた人の健康診査委託料です。消耗品費

は対象者への周知に関する経費です。この事業に係る財源は、受益者負担金が9万5,000円、一般財源が28万6,000円です。活動及び成果指標の一つは、集団健診実施回数に追加する回数及び先程の事務事業でも評価指標としているがん検診受診率です。次に、もう一つの成果指標、受診者数の増加分です。これまで周知が十分に届いていなかった協会けんぽの被扶養者への直接的なアプローチができたことで、集団健診の受診者、特に社会保険の方の受診者数がこの事業を開始する平成30年度と比べ、令和3年度228人増加しました。これは、受診率向上に一定の効果があったと考えています。令和5年度に向けた課題及び改善策につきましては、更なる成果を目指し、申込方法や受診者数の制限等を国保及び協会けんぽと協議をしていくことや、協会けんぽと更なる連携を図った取組を検討していきたいと考えています。目標達成率は「B」とし、方向性については、本事業もがん検診の受診率を向上させるためにも重要な事業であると考え、成果、コストとも「維持」すべき事業と考えています。79ページをお開きください。四つ目の事業、成人健康診査事業（女性のがん検診普及啓発事業）です。最初に資料の訂正をお願いします。中段上部の経費の表の部分です。支出内訳の令和3年度分の健康診査委託料の59万円を85万1,000円に、その下の合計85万5,000円を111万6,000円に、財源内訳の令和2年度分のその他の記載内容「受益者負担金」を「受益者負担金・サポート寄付」に、令和3年度分の一般財源68万円を94万1,000円に、その下の合計85万5,000円を111万6,000円に訂正をお願いします。それでは御説明します。この事業は女性のがん検診受診率を向上させるための事業です。この事業は、9月のがん征圧月間及び10月のピンクリボン月間に合わせて女性のがんである子宮がん及び乳がん検診の正しい知識を広め、早期受診を勧めるための普及啓発を目的として行う事業です。具体的な内容は事業概要を御覧ください。1点目は、ピンクリボン啓発パネルの設置（市役所のロビーに設置）及びショッピングモール等での啓発キャンペーン事業。2点目は、年度内に38歳になる女性を対象とした先着30名のお試し乳がん検診。3点目は、託児

付きの女性限定集団検診です。決算額につきましては、歳出総額111万6,000円のうち、85万1,000円はお試し乳がん検診と託児付き集団検診分の健康診査委託料です。その他、報償費は託児付き集団検診時の保育士等の雇上げ、消耗品費は主にキャンペーン活動での普及啓発物品に係る経費、通信運搬費は主にお試し乳がん検診対象者への個別通知に係る経費です。この事業の財源は、受益者負担金が17万5,000円、一般財源が94万1,000円です。活動指標は、普及啓発キャンペーンでの物品配布数、お試し乳がん検診受診者数及び女性限定託児付きの集団がん検診実施回数としています。お試し乳がん検診受診者に関しては、申込みは定員の30名以上の申込みがあったものの、最終的に未受診の方が2名いらっしゃったことから実績が28名、達成率が93.3%となっています。次に、成果です。啓発キャンペーンでは、他の目的で来所された方や検診に無関心だった方へのアプローチができ、無関心層への働き掛けとして一定の効果があったと感じています。また、令和3年度はスマイルキッズや山口東京理科大学でも健康教育を実施し、若い世代への普及啓発も図りました。また、女性限定託児付きの集団がん検診では、チラシやポスターにQRコードを付けた結果、申込数が増えたことから一定の効果があったと考えています。令和5年度に向けた課題及び改善策につきましては、女性のがん検診は、他の健診に比べると受診率が低い状況にあることから、今後も小中学校や大学と連携を図り周知していきたいと考えています。また働き盛り世代に対しても、現在別事業で進めている職域との連携事業等を活用して、しっかりと周知を進めていきたいと考えます。目標達成度は「B」とし、方向性については、本事業も、がん検診の受診率を向上させるためにも重要な事業であると考え、成果、コストとも「維持」すべき事業と考えています。御審査のほどよろしく申し上げます。

松尾数則分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。

大井淳一郎委員 最初のがん検診のことですが、76ページの改善策で、「SNSによる申込体制やプッシュ型通知を含めた周知などデジタルを活用する」とありますが、具体的にどのようなことを考えておられるんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 先ほどお伝えした内容と重なる部分もありますが、周知については、「母子モ」など子育て世代に対するプッシュ型のものがありますので、そういったものを使った周知、それと女性のがん検診のところで話ししましたが、今年はQRコードから申込みできるということで受診者数が増えてきておりますので、これをほかのがん検診等にも活用して、気軽に申し込みやすい工夫もしていきたいと考えております。

大井淳一郎委員 せっかく市がInstagramをしています。Instagramからがん検診はイメージが付かないんですが、InstagramやTwitterを若い人は使うと思うんです。そういったところからQRコードを活用できると思うんですが、その辺は検討されているでしょうか。

伊藤健康増進課健康増進係長 現在、若い人、つまり、高校生や大学生が対象のがん検診の普及啓発、アンケート等を実施する予定になっています。その中で、若い方がどのように健康情報を取っているのかを捉えて、SNS、Facebook、Twitterなどの活用が見込めれば、利用していきたいと思っています。

山田伸幸委員 SNSでの活用ということですが、県の新型コロナウイルスのお知らせがLINEで来ていますよね。やはり使いやすいもの、特に若い人は独自の閉鎖された空間で見られるのが一番いいと思いますので、その辺は慎重に検討していただきたいと思います。特に若い方のがん検診というのは、見つかったときには非常に進行が早いという特徴があり

ますので、少しでも広く、そして、本市には、山口東京理科大学があり、しかも薬学部ですから、医療に対する関心もあろうかと思いますので、是非そういった普及啓発に熱心に取り組んでいただきたいです。山口東京理科大学に対する働きかけはどういった内容でされているのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 山口東京理科大学に対しては、先ほど助言がありましたように、普及啓発教育の機会として開催しているものがありますが、私たちの周知が届いていないので受診につながらないのではないかと言説を立てておりますが、本当にそうなのか、何が受診につながらないのかを検証するために、今年度、高校生を対象に研究をしているところです。調査、分析に関しては、大学にも絡めているところです。その結果、周知が問題なのか、それとも不安や怖さが問題なのか、それとも、そもそも検診に対する知識がないことが問題なのか、この辺りを明らかにした結果、どういう啓発方法がいいのかを考えて進めてまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 受益者負担金が相当計上されているんですが、がん検診の受診に当たっては、どの程度の負担が必要なんでしょうか。

伊藤健康増進課健康増進係長 令和3年度につきまして、社会保険でいきますと、一番高いがん検診は、胃がん検診で、4500円です。これは内視鏡です。低いものと、大腸・前立腺がんで、1000円になっております。国民健康保険と後期高齢者医療保健につきましては、肺がん以外は、一律500円になっております。

山田伸幸委員 やはり本人負担が出るので二の足を踏むんじゃないかと思えます。特に若い人です。元気で、がんに対する意識を持っておられない方が随分おられるんじゃないかなと思うんですけど、そういった方だからこそ意識を持って取り組んでいただくことが必要だと思うんです。先ほど、そこに入り込んで説明を聞き、熱心に行うということなんですけど、

これまで何回程度やってこられたんでしょうか。

伊藤健康増進課健康増進係長 昨年度は、大学に対しては1回行っております。

山田伸幸委員 そのときに参加された方は、何人ぐらいいるんですか。

伊藤健康増進課健康増進係長 このときは9人です。

白井健一郎副分科会長 総論的な話ですが、数ある病気の中でがんを取り出して、市民健診を進める根本的な目的、制度趣旨を教えてください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 今は審査事業の説明ですので、がん検診だけを御説明しておりますが、がん検診の第一の目的は、がんを早期発見して、早期に治療に結びつけることと考えております。

松尾数則分科会長 何か質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、次に入ります。

大井淳一郎委員 改善策に書いてあるナッジ理論について、これは分科会でも度々出ていて、「ナッジ理論を活用して受診意欲を向上させる工夫」ということですが、ナッジ理論自体のイメージがなかなか湧かないんですが、具体的にどのような取組をされたんですか。

伊藤健康増進課健康増進係長 ナッジとは、そつと後押しするという意味です。選択の余地を残しながらもより良い方向に導くことがナッジ理論と言われています。本市がナッジ理論を使って行っているものとしては、個別勧奨に使用している圧着はがき、クーポン券送付時の封筒に「クーポン券在中」とお得感を出すように周知すること、電子申請ですぐに申込みできるように、チラシにQRコードを付ることなどいろいろなものを作成するときにはナッジ理論を意識するようにしています。

山田伸幸委員 事業概要に「精密検査未受診者に対する受診勧奨」とあるんですが、これはどのくらいの頻度で実施されているのでしょうか。

伊藤健康増進課健康増進係長 精密検査の対象になった方に対しては、精密検査票を送付した直後に、各地区担当保健師が電話で郵送した文書が届いているか、また、受診時に送付した書類を病院に持参してもらうことを伝えて、その都度受診勧奨しております。また、その後3か月受診されなかった方については、各地区担当保健師が再度訪問するなど受診勧奨しています。

山田伸幸委員 そこまでされたら皆様受診されるということですか。

伊藤健康増進課健康増進係長 精密検査の結果については、令和2年度までのものしか出ておりませんが、一番高いものは、前立腺がんの精密検査で、受診率は100%です。一番低いものは、大腸がん検診で、85.8%です。

吉永美子委員 成果について、集団検診の土日開催や女性限定の託児付き検診の実施など努力されていると思うんです。個別健診でも、市外でも受けられるようにして、そういう環境を整えたにもかかわらず、子宮がん、乳がんのクーポン券での受診率が昨年度よりやや減少したのはなぜかと思うんですが、この理由は分析していますか。

伊藤健康増進課健康増進係長 子宮がんについては、ほとんどの方が出産前の年齢となりますので、産婦人科へ行くこと自体にハードルがあるのではないかと考えています。また、子宮がん、乳がんは、対象年齢でがん検診を受診するという意識の向上がまだできていないと考えております。それから、子宮がん、乳がんともに2年に1回の検診になっていますので、令和2年度と3年度を合わせた受診率になりますので、令和2年度

が低かったことから受診率が余り変わらなかったと考えております。

山田伸幸委員 受診勧奨資材の使用の有無で受診率に差があるということなんですが、実際に資材を入れていたときには受診率が上がったという実績になっているのでしょうか。

伊藤健康増進課健康増進係長 勧奨資材有りの受診率は21.6%、無しの受診率は17.8%、この差が3.8%になります。

吉永美子委員 令和2年度、3年度で2年間続けて、両方とも減少だというお話だと思うんですが、先着30名のお試し乳がん検診は、令和3年度に初めてされたんですか。また、その成果を教えてください。

伊藤健康増進課健康増進係長 お試し乳がん検診は、令和元年度から行っております。これは本来の対象年齢である40歳になったときに継続して受診してもらうことが狙いなんですけれども、令和元年にお試し乳がん検診を受診された方で令和3年度に40歳になったときに受けた方が8人で、受診率は32%でした。

吉永美子委員 このことをどのように成果として受け取られているか。令和元年度から続けているということは、これはやる価値があって、これからも継続を考えていると理解してよろしいですね。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 ここは少し難しいところですが、実施者に毎年アンケートを取っております。検診に対するイメージだとかアンケート結果を見ると、やはり行う意義を大きく感じてはいる事業です。ただ、結果として継続受診に結びつくかについては、今、係長が申したとおりの実績になりますので、この辺りは少し精査しながら、数年は続けていくべきというのが現時点での考えです。

山田伸幸委員 77ページ、成果指標にパーセンテージが書いてあるんですけど、母数は何人ですか。上段が目標、中段の実績、下段が達成率となっているんですが、何人が対象となっているんでしょうか。

伊藤健康増進課健康増進係長 子宮頸がんの対象者は302人、乳がんの対象者は321人です。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありませんか（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次の事業に移ります。

大井淳一郎委員 前にも質問したところですが、これは協会けんぽとのコラボによって、相互作用で効果が上がっている事業の一つだと思うんです。今後の方向性について、もし課題等あれば、それを生かして更なる受診率向上につながると思うんですが、その方向性や成果について御報告いただきたいと思います。

伊藤健康増進課健康増進係長 協会けんぽの特定健診の受診券の送付時に、本市のがん検診の情報を記載したチラシも同封してもらいました。さらに、被扶養者に対する集団検診の御案内も実施しております。その結果、全体の受診者数のうち、社会保険の方が増加していますので、これまでに情報が行き届いていなかった方に情報が届いたものと考えています。今後については、現時点で行っている事業は引き続き行っていくんですが、「協会けんぽと国民健康保険と受診者数の制限や実施日数などを検討していく」と書かせていただきました。これは協会けんぽの特定健診の受診者数が増えるということは、国民健康保険の被扶養被保険者の特定健診の受診者数は減少するということになりますので、集団検診を増やすなど受ける人数を増やす検討が必要だと思っています。

松尾数則分科会長 よろしいですか。（「会長」と呼ぶ者あり）

山本健康増進課健康増進係長 先ほどお試し乳がん検診の開始年度を平成31年度と申しましたが、平成30年度からの誤りです。訂正いたします。

松尾数則分科会長 いろいろ話がありましたが、お試し乳がん検診について、もう一度説明してください。

山本健康増進課健康増進係長 乳がん検診は、40歳以上が検診の対象年齢となりますが、お試しでその2年前に受けていただきます。乳がん検診では痛みへの恐怖など少し怖いというイメージを持つ方がいらっしゃると思うので、まずは受けていただいて、その方にモニターになっていただき、検診の感想などを頂くことによって、悪いイメージが良いイメージに変わるように、また、体験された方の言葉が一番響くと思いますので、そういうものを活用していきたいというところで、お試し乳がん検診を行っております。

松尾数則分科会長 検査する機器が違うとかではないんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員 女性限定託児付きの集団検診の実施について、10月のピンクリボン月間と2月ということですが、実際された効果はどうでしたか。

伊藤健康増進課健康増進係長 女性限定託児付きの集団検診ですが、令和3年度は2日間行っており、子宮がん検診が87人、乳がん検診が50人、計137人で、令和2年度は1日だけしか行っておりませんが、倍増しました。

大井淳一郎委員 細かいことですが、財源について、令和元年、2年はサポート寄附を活用しておりますが、令和3年、4年は負担金だけになっております。これは掛かる費用が下がったからサポート寄附を活用しなかったのですか。それとも、別の要因があるのですか。

山本健康増進課健康増進係長 各年度で市の中でサポート寄附金を何の事業に充てるが決まるので、令和3年度につきましては、この事業には当たらなかったということです。

奥良秀委員 80ページ、先ほど2人に1人はがんになるということで、早期発見、早期治療が必要ということですが、隔年になっているものがあるんですが、これはどうお考えでしょうか。例えば、大手企業では年に2回がん検診をしてるところもありますが、年に1回とか2年に1回とかを見る限りでは早期発見、早期治療にならないと思うんです。その辺りの考えをお聞きします。

山本健康増進課健康増進係長 国が示した指針に基づいて市はがん検診をしております。現在、国が示しているのが、年に1回のもの、それから、2年に1回のもので、それに基づいて行っているという現状です。

奥良秀委員 あくまで国などからの指示に従っているということで、私が言ったように検診の回数を年に2回にするというのは、そういう指針がないから、今はしないということよろしいですか。

山本健康増進課健康増進係長 2年に1回の健診になったのは、以前に比べると検診内容が詳細になったためです。例えば、乳がん検診の場合、昔は視、触診と診察だけでしたが、そこにマンモグラフィーが入りました。胃がん検診の場合、以前はバリウムだけでしたが、今は内視鏡が入っております。そのように検査体制が詳細になったことによって、国としては、2年に1回で十分だと示しているもので、それに従って市は健診しているということです。

奥良秀委員 内容的なところで言うと、例えば胃がん検診では、胃部のX線等々でがんを発見することもできますけど、例えば、内視鏡を使ってのピロ

リ菌の検査などががんの早期発見、早期治療の一部になっていくと思うんですが、そういった別メニューを入れていく考えも国や県がやっていないからやらないという考えでよろしいですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 現時点では、国の指針に従うという考えです。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ここで職員が入れ替わりますので10分間休憩して、2時10分から始めます。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

松尾数則委員長 休憩を解きまして、審査を続行します。決算書236ページから審査していきます。既に審査した事業は省いてください。

大井淳一郎委員 産後ケア委託料について、産後ケアは、当初なかなか実績が上がらなかったんですが、最近の実績が上がっているわけです。これは予算どおり執行できているんでしょうか。また、今後の課題等があれば教えてください。

山本健康増進課健康増進係長 産後ケアの実績ですが、令和3年度はかなり実績も伸び、実人数でアウトリーチ型が4人、宿泊型が4人となっております。予算どおり執行できており、今後についても必要な方が、必要な時期に、必要なサービスを受けられるように周知の徹底と医療機関とのスムーズな連携を進めていきたいと思っております。

大井淳一郎委員 継続してされているんですが、同じ方が利用されているのですか。それとも、毎年メンバーが全然違うのですか。

山本健康増進課健康増進係長 産後ということになりますので、大体毎年違う方が利用しておられます。

大井淳一郎委員 それは分かります。例えば、いろいろ延びて長期になる場合があるかと思ったんですが、そういう場合はないということですね。

山本健康増進課健康増進係長 令和3年度につきましては、そのような方はいらっしゃいませんでした。

吉永美子委員 ひきこもり相談支援事業委託料197万6,000円は、予算どおりの額での決算ですが、これは宇部市にあるNPO法人に委託されていると思います。実績は、成果表22ページでよろしいでしょうか。
(発言する者あり) ひきこもり相談支援事業の実績は、相談延べ件数は市が18件、委託分が136件ということで、成果が上がっているということですか。

伊藤健康増進課健康増進係長 そのとおりです。

吉永美子委員 これについて、実績がこれだけ出ているということは、NPO法人の存在が市民の中で広がっていると思うんです。しかし、市が受けているということは、市でも幾らかはできるんじゃないかと思うんです。市が受けている相談件数は、委託しなくてもできるものですか。そういう実態を教えてください。

伊藤健康増進課健康増進係長 ひきこもりの対応は、専門的な技術が必要です。また、長時間、長期間に及ぶことも多く、本市においては専門的に関わる人材の不足、マンパワー不足の状況のため、その対応を委託しています。しかし、健康増進課で全く対応しないわけではなく、市の相談窓口として、電話、来所などでの相談や訪問の支援は行っていき、継続的な

支援やより専門的な支援が必要なケースにつきましては、事業所につながっております。反対に、事業所から市も一緒に関わってほしいというケースもありますので、ケースバイケースで対応しております。

白井健一郎副分科会長 そうすると、市にひきこもり相談があって、市が相談に乗って、解決する方向に導いた実績もあるんですね。

伊藤健康増進課健康増進係長 そのとおりです。

白井健一郎副分科会長 昨年度には何件ぐらいあるんでしょうか。

伊藤健康増進課健康増進係長 今回の質問は、解決したものの実績でよろしいでしょうか。

白井健一郎副分科会長 市に相談があって、委託先に持って行かずに、市が解決したもの、要は委託先に持って行かなかった件数です。

伊藤健康増進課健康増進係長 市で対応した実績は、実数7件、延べ18件です。その中には、委託事業所に一緒に関わったものもありますし、市だけで解決したものもあります。御質問の件数は把握しておりません。

山田伸幸委員 里帰りの妊婦健診等を利用される方は、どれぐらいいるんでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 里帰り中妊婦健診は8名、里帰り中産婦健診は6名、里帰り乳児健診が6名です。

山田伸幸委員 病院事業負担金と病院事業補助金が計上されております。大きな金額ですが、それぞれの目的を教えてください。

藤本健康増進課主幹 病院事業負担金と補助金の違いですが、これは地方公営企業法の中に書いており、大まかに言えば、負担金は、市が当然に負担すべきものです。そして、補助金は、任意のもので、財政部局との協議等の中で補助していくものです。例えば、病院事業負担金の主なものは、救急医療負担金、空床補償、保健衛生行政負担金、地域医療連携の人件費などが当たります。病院事業補助金は、法定福利費の負担金、基礎年金拠出金、児童手当の拠出金等々が当たります。また、公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費なども基準内で任意で出す、出せないが判断できるものです。

山田伸幸委員 公的病院支援事業補助金750万円は、どういったものですか。

藤本健康増進課主幹 これは毎年出ておりますが、小野田赤十字病院に対する補助金です。

吉永美子委員 19節扶助費、不妊治療助成費と未熟児養育医療費の決算額が両方とも下がっているんです。特に未熟児養育医療費は、予算額の半分以下ということで、これは助成しないといけない人が少なかった、未熟児で生まれる子が少なかったと理解してよろしいでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 未熟児養育医療費は、子育て支援課関連ですが、今お答えしてよろしいですか。

松尾数則委員長 参考のために答えてもらえますか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 未熟児療育医療費は、人数でいうと17名、月数でいうと延べ31月になります。これはどういった内容の補助になるかによって医療費が決まってくるので、人数の増減にかかわらず、助成の金額は決まります。人数でいうと、令和2年度と比べて令和3年度のほうが増えております。延べ月数も増えております。

山本健康増進課健康増進係長 不妊治療助成費のほうをお答えします。予算で見込んだのは58人分、一人当たり3万円で見込みましたが、実績としては51人で、一人当たりの申請額が3万円に満たなかった方が多くいらっしゃいましたので、少し少なくなっています。

松尾数則委員長 次のページに入ります。242、243ページ。

大井淳一郎委員 以前に一般質問に出たと思いますが、斎場の合同葬のお話です。宇部市で議論となっているんですが、本市は、今回の決算を受けて、身寄りのない人やお墓を建てられない人を集めた合同葬についてどう考えていますか。

梅田市民部次長兼環境課長 委員が言われたのは、合同墓の話ではないかと思えます。以前、一般質問で御質問があったかと思えます。そのときにも御答弁しましたが、今のところ本市では合同墓を設置する予定は持っておりません。御紹介いただいたとおり、宇部市は検討に入った段階ですので、この成り行きを研究して、見ていきたいと考えている状態です。

大井淳一郎委員 合同墓の話は分かりました。以前の計画として、旧小野田斎場を締めた後の活用も含めて、霊園の整備の方向性はどうなっているのでしょうか。

梅田市民部次長兼環境課長 小野田斎場解体後の活用につきましては、現在のところ、小野田霊園の駐車場として活用することを考えております。

山田伸幸委員 公害対策の監視測定で、大気や水質を調査されているんですけど、今、山陽小野田市の降下ばいじん量は、増加傾向ですか、それとも、減少傾向ですか。PM2.5など、市民の中でもアレルギー問題があるので、降下ばいじんの状況を分かる範囲でお答えください。

湯浅環境課主幹 降下ばいじんについて、昔は、平米当たりの量がすごく多くて、対策に乗り出したという経緯があります。今は非常に少なくなっております。一時話題になりましたPM2.5についても、最近は、県から数値が高いという情報も入っておりませんので、落ちついていると思っております。他の有害物についても、基準値を超えることはめったにない、大気の状態は非常に良いと思います。

大井淳一郎委員 実績報告書24ページを見ますと、環境審議会を令和3年度は行っておられませんが、これは問題が生じていないから開催していないのか、それとも、定期的にされる性質のものなのか、お答えください。

湯浅環境課主幹 環境審議会委員の任期は2年なので、最低でも2年に1回は開きます。また、企業から「こういった施設を造る予定です」という事前協議が出ますので、その内容が環境審議会でも協議しなければならないような重大な事項があれば、ここで協議したいと思っております。コロナ禍で、今日から事前協議が出てくるんですが、先生たちに資料を見ていただいて、審議会に掛ける事項ではないということであれば、審議会を開くほどではないということで、近年は開催しておりません。

山田伸幸委員 同じく24ページ、公害対策費関連中に公害苦情処理が38件報告されていますが、これは軽微で取立てて問題になるようなものはないのですか。それとも、何か重大な問題があったのか、お答えください。

湯浅環境課主幹 市内に大きな環境影響を及ぼす重大な事例は、発生しておりません。ただ、苦情で多いのは、野焼き、油の流出などがあり、そういったことについて随時対応しております。

吉永美子委員 先ほど、実績の中で環境審議会と技術専門委員会はゼロ回と報告がありました。1節報酬がゼロなので、37万2,000円が不用額

になっているんですけど、予算書では、環境影響評価特別部会が15人で構成されています。これは実績表には載っていないんですが、これを全く開いていない理由をお答えください。

湯浅環境課主幹 これは宇部市に発電所を造る計画があり、その発電所に対して環境影響評価の書類、つまりどのような影響があるかという書類が出てくるんですが、それについて特別部会を開催し、その中で審議する可能性もあるということで取った予算ですが、実際には撤退しましたので開催しておりません。

松尾数則委員長 次に246、247ページの内容で質疑を求めます。

大井淳一郎委員 環境調査センターですが、これは確か今後は直営ではなく、どこかに委託するんですね。まず、それを確認したいと思います。

梅田市民部次長兼環境課長 環境調査センターですが、議員がおっしゃるとおり、老朽化が進んでおりますので、このまま直営で続けられるかにつきましては検討中です。委託というのも、一つの手法として、案としては考えてはおりますが、今の段階ではまだはっきりとは決まっておりません。

山田伸幸委員 環境調査センターの実績に海域調査があります。以前は船を持っていて、それで調査等に出ていたんですが、現在はこういった手法で調査されているのでしょうか。

辻永環境調査センター所長 現在は、山口県漁協協同組合の小野田支店と契約して、船と船を動かす人を借りる形で、その船に乗せていただいて月に一度定期的に調査している状況です。

山田伸幸委員 海域の問題で言えば、以前から言われているのが瀬戸内海の貧

栄養化の問題です。実際にノリが付かない状況もある中で、こういった調査の結果、きれいになり過ぎているんじゃないかという指摘について、調査結果はどうでしょうか。

辻永環境調査センター所長 「きれいになり過ぎている」という表現が適切かどうかというところがありますが、環境基準内にある状況ではあります。ノリの季節が10月から来年4月ぐらいにはなるとは思いますけれども、その辺りの状況について市が調べた結果は、山口県漁協協同組合に随時連絡しておりますので、理解していただいているものと考えております。

山田伸幸委員 ノリなど海藻類の生育に問題がある海域状況ではないということでもよろしいのでしょうか。

辻永環境調査センター所長 問題があるかないかと言われると、なかなかお答えするのは難しいと思いますが、「現状として、こういう状況です」と情報提供するのが環境調査センターの役割でもありますので、そのように対応しております。

吉永美子委員 あらゆる事で山口東京理科大学と連携して、いろいろなことを行っていくことがすごく大事だと思っているんですが、25ページで、連携された中に大学との共同研究、技術協力があります。12回、3,341検体ということについて説明してください。

辻永環境調査センター所長 山口東京理科大学から依頼のあった検体の調査について、主に大気関係が多いんですが、依頼を受けた検体数を環境調査センターで調査して、分析しているという状況だと思います。

吉永美子委員 そういったことが山口東京理科大学で何かしらに活かされていくというところで連携しているんですね。

辻永環境調査センター所長 そのとおりだと認識しております。

山田伸幸委員 ここ一、二年、健康増進課の皆様は、かなり重責を担われてきたのではないかなと思っています。新型コロナウイルス感染症への対応ばかりではなくて様々な事業を行っておられるのは分かっているのですが、乳児や幼児の健診などもある中で、それが満足に行われてきたかどうか、その点についてはどのように考えておられるでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 保健センターの保健事業について、新型コロナウイルス感染症が拡大していた頃は、中止をせざるを得ないものも多々ありましたが、令和3年度においては、感染対策に十分気を付けて、来られた方に感染しないようかなり気を配りながら、訪問活動、ほかの保健事業を実施してまいりました。加えて、新型コロナウイルス関係の相談業務等も行っており、その辺りの業務が増えてまいりましたが、保健衛生業務についても引き続き行えていると考えております。

松尾数則委員長 次のページに入ります。250ページから253ページまでで質疑はありますか。

山田伸幸委員 清掃業務について資料を頂いております。読んでみると、全体的にごみの取扱量が減っています。これは市民が努力した成果なのか、それとも、人口減少などが要因なのか、どのように考えておられるでしょうか。

梅田市民部次長兼環境課長 ごみの量が徐々に減っていったという状況ですが、委員がおっしゃるとおり、人口減の影響が一番大きいのではないかと考えております。加えて、市民の5R等への意識の浸透に伴って、できるだけごみを出さない生活を意識されている成果もあるのではないかと考えております。

山田伸幸委員 その中であって、ここ一、二年は、巣ごもり生活の影響もあって、排出ごみが増えてきたという話もあるんです。収集の際にごみが増えたという実感があるんでしょうか。

村長環境衛生センター所長 ごみの現状については、新型コロナウイルスによって外出自禁が呼び掛けられて、ステイホームや巣ごもり生活も多かったでしょうし、企業ではテレワークが推奨され、在宅勤務が定着した例も少なくありません。その割には可燃ごみは減っているのですが、今後、どのようなようになるかは想定できないところではあります。特に、収集の際にごみが増えたとかいうことは、全く話が出ておりません。

山田伸幸委員 データ的にも可燃ごみが一番大きく減っているということが分かります。問題は、「日本が世界中のごみのほとんどを燃やしている」と言われているんですが、やはりリユース、リサイクル、リデュースへの働きかけが地球環境を守るために重要です。ごみから見た地域環境ということで清掃に関わる皆様の地域への働きかけが、以前は自治会の総会などにも来ていただいて、講演していただいていたんですけど、更なる資源化を呼び掛ける努力が必要ではないかと思うんですが、現状の取組はどのようになっているのでしょうか。

村長環境衛生センター所長 リサイクルの目的につきましては、資源の循環的利用により、限りある天然資源の消費を抑制し、埋立て処分量を減らすなど環境への負荷をできる限り軽減することで、本市でも12品目の資源ごみをリサイクルしているところです。しかし、環境衛生センターで焼却しているごみの中には、資源化可能な古紙類、要は紙が多く混入しています。このため資源化促進のためには、資源ごみに分別する意識改革の徹底がまだまだ必要ではないかと考えております。更なる分別徹底の促進を図るには、今後改正予定の家庭ごみの出し方や市ホームページにて、「捨てればごみ、分ければ資源」という分かりやすい分別方法をお示しして、市民の皆様にごみの分別に関する意識の向上を図って、ご

みの再資源化が促進できればと考えております。

山田伸幸委員 先日、私の自治会で役員会を開催したときに、ごみ問題を扱うちょうどいいテレビ番組があって、それを皆様にも見ていただいたんです。非常に参考になりました。やはりああいう視覚的な啓発は、印象に残りやすく、そういった繰り返しの働きかけが大切です。普通に生活している方は、毎日のごみ捨てという作業がありますので、可燃ごみの中に含まれる資源ごみの分別を徹底するということをもっと強調していく必要があるんじゃないかなと思います。上映が終わった後に皆様にお聞きしたんですけれど、「認識が違っていた」と。特に1番ショッキングだったのが2040年問題、日本はもうごみが捨てられなくなる。家庭からごみを出すことさえ不可能になるという問題で、これは環境省が言っているんです。そういった啓発をきちんと全市民に行き届かせる必要があるんじゃないかと思うんですけど、環境を取り扱う部署として、そういった意識啓発をするべきだと思うんですが、例えば、昨年度に何かそういう実績等はあるんでしょうか。

梅田市民部次長兼環境課長 現在、意識啓発として行っていることは、広報誌で定期的にごみの関係の記事を載せるということで、昨年もやっておりました。また、環境展等により、そういったところも意識づけをやっておりました。委員からすばらしい御提案いただきましたので、今後はそういったビジュアル的なところでできるものがないか研究していきたいと思っております。

大井淳一郎委員 実績報告書を見ますと、塵芥収集車等の車両更新で、パッカー車を2台買っております。もちろん必要なものは買っていただきたいんですが、パッカー車の更新について、いつ買って、耐用年数がどれぐらいあるという台帳は付けていると思うんですが、現状はいかがでしょうか。

村長環境衛生センター所長 御指摘のとおり、車両状況表はきちんと設けております。次に更新する車はこれだという計画表を作っておりますので、それに基づいて予算要求しているところです。台数的にも、今いる職員で必要最低の台数に限定して更新するようにしております。

山田伸幸委員 し尿処理センターの改修事業をしているんですけど、これで、延命の事業は、大体、めどがついたということによろしいのでしょうか。

梅田市民部次長兼環境課長 延命の事業といたしますか、設備的なものでいえば、環境衛生センターが今年度から包括して運営を始めました。また、浄化センターは、下水道との共同処理ということで、一応の予定は立ちました。残っているのが最終処分場ですが、こちらは容量があとどのくらいあるかが問題になります。これは今年度の事業で測量することになっておりますので、その結果を見て、どういった対策を取るべきかを検討してまいりたいと考えております。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で審査番号⑥を終わります。10分ほど休憩して、15時から再開します。

午後2時50分 休憩

午後3時 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして審査を続行します。決算書136ページから審査を行います。すでに審査した事業内容は避けていただきたいと思います。それでは、委員から質疑を受けます。

山田伸幸委員 当委員会に関係があるのはどこなんですか。よく分からないので教えてください。

山本生活安全課長 決算書の139ページについて、生活安全課で支出しているものは、需用費、消耗品、委託料中の無料法律相談業務委託料です。

吉永美子委員 無料法律相談について、令和3年度から新しく始まった事業がありましたか。司法書士にお願いするものであったと思うんですが。

山本生活安全課長 令和3年度から司法書士に委託料を支払って開催しております。

吉永美子委員 決算で予定どおり的人数までいかなかったということですが、逆にたくさんの方が申し込んだのに、受けられなかったということはないですか。予算は60万円で、弁護士分が52万8,000円、司法書士分が7万2,000円だったと思うんです。決算額が59万4,000円で、不用額6,000円ということは、法律相談を受けたい人は、きちんと受けることができた、漏れはなかったということによろしいですか。

山本生活安全課長 6,000円の不用額につきましては、2月の司法書士相談を新型コロナウイルス関係で中止にしておりますので、司法書士へ委託料を一月分減額したものです。

吉永美子委員 私が聞きたかったのは、相談したい方がきちんと漏れることなく相談できたのかということです。その辺はいかがでしょうか。

三浦生活安全課主査兼市民相談係長 法律相談は、弁護士相談と司法書士相談があるんですけども、3月の一般会計予算決算常任委員会でお話ししたんですが、弁護士相談につきましては、定員は毎月10人で12か月なんですけど、キャンセル待ちされた方が19人おり、そこから、キャンセルが出て、3人に対しては相談が実施されました。司法書士相談につき

ましては、希望された方はいずれも受けられています。

吉永美子委員 新型コロナウイルスに関係なく、漏れる人が出てるということでしょうか。

三浦生活安全課主査兼市民相談係長 新型コロナウイルスに関係なく、希望する人で相談を受けられていない人がいるという状況です。

吉永美子委員 そういうことがあるからこそ申し上げます。前は月2回だったんですよ。それを月1回に減らしたんですよね。覚えておられますか。月2回だったものが減ったんですよ。司法書士の相談は、何とかなっているということですが、その点はいかがでしょうか。月2回を月1回に減らした影響がそこに出ていませんか。

山本生活安全課長 かなり前のことは分からないんですが、平成29年度以降は、弁護士による法律相談は月1回、司法書士による法律相談も月1回で開催しております。受付方法を変えているので、単純な比較はなかなか難しいんですけれども、昨年度キャンセル待ちで受けられなかった方、それ以前は抽選で決めておりましたので、そこで受けられなかった方につきましては、翌月に改めて申し込んでいただく、あるいは、法テラスやほかの無料電話相談を案内しています。弁護士への相談は、定員をオーバーすることが多いので、司法書士への相談で対応できる内容であれば、そちらに案内する形で実施しております。若干のキャンセル待ちは出ているんですが、現状の回数で大丈夫だと思っております。

吉永美子委員 キャンセル待ちが出ても現状で大丈夫ということで、平成28年度までの実態を精査していただきたいと思います。前のことを知らないということでしたので、お願いします。

山本生活安全課長 確認したいと思います。

山田伸幸委員 148、149ページ、空家対策費について、決算書を見てびっくりしたんですけど、報酬が16万円計上されている中で決算額は6万4,000円。報償費、旅費はゼロです。事業費は半分程度、委託料に至っては550万円予算化されて、決算額は3万3,000円です。これはどういった理由でこういう金額になっているんですか。

山本生活安全課長 1節報酬は、空家対策協議会の委員報酬で、令和3年度に3回開催して、3回分の委員報酬を支払っております。見込んでいた回数よりも少なかったのが、不用額が出ております。続きまして、7節報償費の4万5000円の不用額ですが、これは空き家セミナーを開催する際の講師や相談員に対する報償で、夏に1回開催しまして、その際は県が費用を負担し、県から講師を派遣していただいた形でしたので、市からは支出しておりません。2回目を2月に開催する予定だったんですけども、新型コロナウイルスの関係でやむを得ず中止にしたとことで市費の支出がなかったのが、4万5,000円が不用額となっております。次に、旅費も不用額4万6,000円なんですけども、これは東京で開催される空き家の研修会に参加する予定だったんですけども、東京まで行かずにオンラインで受講できることが分かりましたので、オンラインで受講して、東京へ出張するための旅費が丸々不用額として残っております。それから、委託料546万7,000円の不用ですが、このうち500万円は特定空家等を代執行するための枠取り予算として取っていましたが、昨年度は代執行を実施していませんので、そのまま残っています。それから、緊急安全措置委託料を枠取りで50万円計上しておいたんですけども、実際に使ったのが、緊急安全措置で支出したのが3万3000円のみでしたので、46万7000円不用額として残っております。

大井淳一郎委員 委託料について、緊急安全措置はいいんですが、代執行の費用もここから出すんですね。今回は出していないんですが、今後も代執

行は起こり得ると思うんです。執行が決定してから補正を組むよりは、今言われたような枠取りをしておくことが重要かと思うんです。今回不用額が出たので枠取りしないのはまずいと思います。代執行が結果的に起きなければそれがいいんですが、枠取りの方向性は今後も変わらないという理解でよろしいでしょうか。

山本生活安全課長 特定空家等に3件認定しておりますし、管理不適切な空き家はかなり多いので、特定空家等の認定は増えていくと思っております。それを速やかに何とかしなければならないという事態が生じたときのためにも枠取りはしていきたいと考えております。

松尾数則分科会長 次に150ページから155ページまでで質疑を求めます。

山田伸幸委員 153ページ、一番上に地域イベント助成金100万円が使われているんですけど、これはどういった内容ですか。

西崎市民活動推進課課長補佐 こちらは昨年6月補正で措置いただいたもので、令和4年2月13日に行われた小野田域商店連盟開催の小野駅前ふれあい祭りに対する補助金です。地域イベント助成ということで100%同額が歳入されております。

奥良秀委員 国際交流事業について、この度は中学生海外派遣事業を中止しているんですが、国際交流協会補助金30万円が支出されています。これはどういう内容ですか。

西崎市民活動推進課課長補佐 中学生の海外派遣事業は、市の事業として行っております。国際交流協会については別の団体があり、これまでは外国人のふれあいバスツアーや世界の料理教室の事業を行っていたんですけども、現在、そういうイベントが新型コロナウイルス関係でなかなかできませんので、日本語教室や多文化共生の社会の構築など、また、令

和3年度は、厚狭地区に新たに日本語教室を立ち上げて、月に1回活動しております。国際交流協会は、そういった事業を実施しておりますので、それに対する補助金です。

大井淳一郎委員 実績報告書を見ると、残念ながら海外派遣は中止ということで、オンラインも模索したが無理だったということです。ただ、先日、オンラインで友好都市協定を結ぶという形ができましたので、できれば対面が一番いいんですが、それは難しいでしょうから、今後はオンラインも積極的に考えていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

西崎市民活動推進課課長補佐 おっしゃるとおり、中学生の海外派遣がなかなかできていない状況で、来年度以降は新型コロナウイルス感染の状況を見ながら実施したいと思っております。とはいえ、空白期間ができておりますので、オンラインでの手法は考えております。今回、モートンベイ市と新たに友好都市協定を結ばせていただき、今後もオンラインなどを活用しながら、学生の交流について連携していこうと双方の担当者含めて約束しましたので、今後もオンラインでの手法を含めて交流を行っていきたいと考えております。

白井健一郎副分科会長 男女共同参画推進に関しての講演を行っていると思うんですが、講師謝礼が計上されていますね。どういう講演を行ったのかとそれが男女共同参画推進に関してどうプラスの影響を与えるのかをお答えください。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 男女共同参画事業の講演会としまして、昨年度は、男女共同参画における防災をテーマとして講師を招いて、御指導いただいたところです。昨今、防災活動、避難所活動等には女性目線が非常に重要だと言われております。講師は、東北大震災で被災され、熊本県に疎開されたんですが、そこで熊本大震災にも被災されたという女性で、そういった経験を踏まえて、防災に関わる者として、そして被

災者として、そういった場合にどのような形で女性として活動したらいいかとを御指導いただいたところです。今後、繰り返しになりますけれども、防災活動、避難所活動等に女性目線が非常に重要となってきますので、その辺りの意識の向上につながったものと考えております。

白井健一郎副分科会長 確かに、オンライン講演は、「歌う防災士しほママ」という方ですが、男女共同参画を考えるとときに女性目線だけを取り上げて、共同参画の話になりますか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 当然男性の目線も必要になってきますが、防災に関係するものについては、女性の目線が不足しているところがありますので、この辺りをしっかり周知することで男女共同参画社会の一助になるのではないかと考えております。

山田伸幸委員 男女共同参画推進費の印刷製本費、消耗品費等に「明日をともに考える笑顔の一行詩募集カレンダー配布」とありますけど、これはどのぐらい作っているんでしょうか。そして、この事業は今後も継続されるのかどうかを伺います。

西崎市民活動推進課課長補佐 一行詩のカレンダーは、こういったものです。
1, 400部作成して、公共施設等に配布して、そこで、市民の皆様に配付したところです。

山田伸幸委員 一行詩の募集は、もう打ち切られるんですか。

西崎市民活動推進課課長補佐 事業は、令和3年度で終了しております。

山田伸幸委員 決算と重なるわけですが、終了した理由をお答えください。

西崎市民活動推進課課長補佐 もともとは、「女と男との一行詩」ということ

で事業を行っていました。全国的に取り上げられて、注目を集めてきた事業であったんですが、市内からの応募が少ない状況がずっと続いており、令和3年度で言いますと、市民からの応募が13件でした。啓発効果が既に薄れていたのではないかとということで、男女共同参画審議会の皆様の意見を頂きながら、この事業は一旦終了して、今後の男女共同参画は企業等も関係しますので、そういったパンフレットを作成して、企業を中心に周知活動を改めて行っていくことで、令和4年度から事業内容を変更しております。

奥良秀委員 自治会館建設補助金について、実績を見ると用地取得となっているんですが、この内容について教えてください。

西崎市民活動推進課課長補佐 令和3年度の自治会館建設補助金ですが、後潟上自治会への補助金になります。もとのJAの建物の土地を取得するということで、後潟上自治会から申請がありましたので、その用地取得に対する補助金を支払っております。元JAの建物を自治会館として活用するというごさいます。

大井淳一郎委員 自治会の用地取得ということですが、自治会名義での登記はできないので、自治会長の個人又は認可地縁団体であれば可能ですが、差し支えなければどちらなのか教えてください。

西崎市民活動推進課課長補佐 認可地縁団体の認可を受けておられて、その後に用地を取得しております。

山田伸幸委員 これは市に寄贈するなどではないんですか。

西崎市民活動推進課課長補佐 後潟上自治会につきましては、自らの土地として取得されて、登記されているところです。

山田伸幸委員 防犯外灯設置補助金ですが、以前はたくさんあったんですが、この件数も相当減ってきたと思うんですが、既設のものについては終了したと考えてよろしいでしょうか。

山本生活安全課長 終了しておりません。LED灯100%を目標として取り組んでいるところで、まだ80%に至っておりません。引き続き自治会からの申請に応じていきたいと考えております。

奥良秀委員 21目市民活動推進費のスマイルプランナーについて質疑していいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）スマイルプランナー登録制度の個人団体に登録者数が書いてあるんですが、これは伸びているんですか。

西崎市民活動推進課課長補佐 少しずつではありますが伸びております。令和2年度末から令和3年度末にかけて、個人が21人、団体が4団体増加しております。

奥良秀委員 当初の発表のときに比べたら、露出がかなり抑え目になってきている感じがあるんですが、今後どうしたいのか。もちろん増やしたいと思うんですが、今のやり方でいいのか、教えてください。

西崎市民活動推進課課長補佐 会員数を増やすのは重要なことですし、市民全員が会員になるのが最終目標だとは思いますが、活動内容を含めて少し伸び悩んでいる、私たちもいろいろ考えているんですけれども、毎年アンケートを取り、スマイルプランナーをどういうふうにしたらいいかをプランナーの皆様からも御意見を頂くんですが、その中で、「プランナー同士が交流する場が欲しい」という意見が複数ありましたので、スマイルプランナー同士の交流会を開催しました。令和4年3月6日に対面とZoomの併用で開催したところです。いろいろな世代の方に参加していただき、自分の活動を報告したり、意見交換したりしました。第1回目でしたが、活発な意見交換がありましたし、喜んで帰っていただ

きましたので、これは引き続き毎年開催したいと思っております。今年度も10月に再度開催する予定にしております。

松尾数則分科会長 次は196ページから質疑を受けます。

大井淳一郎委員 石丸総合館の今後の在り方についてお伺いします。続けていくということなので、それはもちろん良いので。大分老朽化しているという印象ですが、どうでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 御指摘のとおり、石丸総合館はかなり老朽化が進んでおります。今後の方向性をしっかり考えていく必要がありますが、当面の間は継続的延命化を図りながら、施設の運用をしたいと考えております。

大井淳一郎委員 石丸総合館に児童クラブの機能があるんですが、対象は出合地区の子供だけではないですよ。こういった目的で児童クラブの機能があるのか教えてください。

増本市民活動推進課地域交流センター係長 御質問について、児童福祉館と言いますが、そちらに来ている児童は、出合地区の子どもたちももちろんいますが、ほかの校区からも来ておられると聞いております。

大井淳一郎委員 児童クラブと言いましたが、児童館の間違いです。失礼しました。

松尾数則分科会長 208ページから質疑を受けます。

大井淳一郎委員 人権啓発について、211ページ、人権擁護委員協議会負担金ですが、人権擁護委員は、法律上年齢制限はありませんが、新任は65歳未満、再任は75歳未満という通達があると思うんです。これを確

認したいと思います。実際に今の人権擁護委員に対してもこの通達が守られているのかも含めてお聞きします。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 現在、この規定に沿って対応している状況です。ただし、なかなかいらっしゃらない、また、優秀な方がいらっしゃる場合におきましては、例外規定がありますので、その規定を活用しながら運用していくことも今後しっかり考えたいと思います。

大井淳一郎委員 例外規定は、具体的な年齢があるんですか。参考までに基準を教えてください。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 先ほど言いましたけれども、特に優秀な方々が対象になろうかと思えます。

大井淳一郎委員 これは同意案件なので、特に優秀かはそちらが決められて議案を出されるので、それはそちらの判断でいいんですが、あと気になるのは地域性です。最近、地域性にばらつきがあるのではないかと思われるんですが、その辺りはいかがですか。

古川副市長 人権擁護委員は、今回議案を上程したように、法務省が任命しますが、各自治体の議会の意見を聞くということで、今回も3名上げさせていただきました。新人の方は60歳で、再任の方は六七、八歳で、規定どおりになっておると思います。再任ということは、地域で会長をされたり、県の副会長をされたりという方については、市の考えもありますが、団体のほうからもいろいろお話がありますので、そういうことも勘案する中で議会に諮問差し上げているということです。

大井淳一郎委員 それは最初の質問の回答だと思います。私が今言ったのは、地区ごとの地域性についてです。

古川副市長 地域性につきましても、また、男性女性につきましても、その辺りは考えていかななくてはならないと重々考えております。基本的には今、委員が言われるように地域性、更には男女の比率等々についても考慮していきたいと考えます。

山田伸幸委員 289ページ、相談業務委託料とは、どのようなものですか。

三浦生活安全課主査兼市民相談係長 法律相談業務を山口県弁護士会に委託しております。随時相談可能な体制を作って、電話やメールなどでやり取りしております。

吉永美子委員 実績報告書30ページ、自動警告メッセージ付きの電話機について、これは変な人が電話を掛けてきたときのためのものですね。貸出しは6件ですけれども、電話機はこれで全部でしょうか。現在出払っている状況なのか、利用状況をお知らせください。

三浦生活安全課主査兼市民相談係長 市では25台保有しており、そのうち6台を貸し出したという状況です。

吉永美子委員 特に心配なのは高齢者の方なんですが、これはいろいろなところを通じて、「こういうものがありますよ」と啓発活動されていると思うんです。その上で、6件しか出ていない。もともとそういった機能が付いている電話機もあると思うんですが、啓発を十分行った上で6件だという認識でよろしいでしょうか。

山本生活安全課長 この宣伝や啓発については、民生児童委員協議会等で案内しているんですけども、先ほど委員がおっしゃるとおり、最近には既に機能が付いている電話機が多くて、申請、啓発、周知を図っても申請がないのが現状でございます。

吉永美子委員 特に高齢者に「市がこういうことをやっている」と行き渡っているということによろしいですね。

山本生活安全課長 周知には努めております。

松尾数則分科会長 歳出が終わったので、歳入の質疑を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）審査番号①の審査を終了します。10分休憩して15時45分から審査番号②に入ります。

午後3時35分 休憩

午後3時45分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして審査を続行します。審査番号②の審査事業19から執行部の説明をお願いします。

石田文化スポーツ推進課長 文化スポーツ推進課から審査事業19、おのだサッカー交流公園運営事業について御説明します。資料58ページをお開きください。事務事業調書に基づいて御説明します。本事業は、令和3年4月に山口県から市に移管されましたサッカー交流公園の管理運営を行うとともに、スポーツ活動を通じて市民の交流及び連携を図るために必要な経費を計上しているものです。この施設の概要は、資料としてパンフレットを添付しております。令和3年度の歳出に係る決算額ですが、消耗品費、光熱水費等を含む需用費が665万7,000円、続いて、通信運搬費、保険料等を含む役務費が23万8,000円となっております。次に、警備委託料や公園の管理委託料、芝の管理委託料等を含む委託料が、2,603万7,000円、続いて、下水道使用料、機械器具借上料等を含む使用料及び賃借料が62万6,000円となっております。最後に、工事請負費として126万5,000円、備品購入費として19万9,000円となっており、これら歳出に係る総額は3,5

02万2,000円となります。次に、歳入に係る決算額ですが、サッカー交流公園の使用料等として959万8,000円、自動販売機設置に係る行政財産使用料等として118万2,000円、その他雑入が6万1,000円となっており、これら歳入に係る総額は1,084万1,000円となり、差額の2,418万1,000円が一般財源となっております。指標につきましては、年間利用件数と利用者数の成果指標を掲げており、利用件数についてはコロナ禍前の状況に近づいており、達成率は100%を超える結果となっております。利用者数についてもコロナ禍前の状況に近づいてはおりますが、コロナ禍の影響により大会の開催数が減ったことにより、達成率は64.6%となっております。令和5年度に向けた課題及び改善策ですが、本市のスポーツ活動の拠点として、更なる市民サービスの向上と管理運営を行い、スポーツによるまちづくりを推進するため、民間活力を導入し、多くのスポーツ活動に伴う交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がる発信拠点としての運営を目指してまいります。目標達成度は、利用件数、利用者数ともに回復傾向にあることから、「B」としており、令和5年度に向けた方向性についても成果、コストともに「拡充」、「拡大」としております。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わったので、委員から質疑を受けます。

大井淳一郎委員 59ページにもありますように、「おのサンサッカーパーク」ということで、ネーミングライツを導入しているんですが、ネーミングライツを導入した看板等の表示などはあったんですが、そのほかにネーミングライツを導入しての効果があれば教えてください。

石田文化スポーツ推進課長 審査対象事業の資料にも付けておりますが、新しくおのサンサッカーパークのパンフレットを作りました。その中にもネーミングライツで付けていただいたおのサンサッカーパークという名称を活用しており、より親しみやすい施設となっているのではないかと考

えております。

大井淳一郎委員 今後、より親しみやすい施設にするために用途地域を変えたりして、昔は工業専用地域か工業地域かのどちらかだったと思うんですけど、幅広く使える形に変わったと思うんですが、それを見越した今後の活用の検討状況はいかがでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 委員がおっしゃるとおり、その部分の用途地域の見直しを行っております。今後、物販等も行える状況になりますので、先ほど民間活力を導入するというお話しもしましたが、民間事業者等のノウハウ、知恵を拝借しながら活用してまいりたいと考えております。

大井淳一郎委員 その中の一手法として指定管理者制度ということですが、これは今年度行う予定が延びてしまったという経緯があります。来年度の実施に向けて検討されていると思うんですが、指定管理者制度の決算を受けて、今後の改善策等の進捗状況をお答えください。

石田文化スポーツ推進課長 おのサンサッカーパークの指定管理につきまして、8月15日から指定管理者の募集を始めているところです。ホームページ等には現在、掲載しております。

大井淳一郎委員 今は募集ということですが、今後のスケジュールについて、いつ決定するかなどを教えてください。

石田文化スポーツ推進課長 現在、募集しているところです。8月15日から10月14日まで2か月間を募集期間として設けております。その応募状況により、今後選定委員会等を開催して、指定管理者の候補者を決定したいと考えております。

吉永美子委員 この事業の予算審議の際に質疑が出ておりました。予約システ

ム導入の検討状況についての質疑に対して「現在、メリットとデメリットを調査しています。導入する際は全庁的体制で取り組んでいくようになります。」という答弁があったようですが、デジタル推進室もできておりますが、予約システム導入について、その後の検討状況はどうでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 予約のシステムについては、デジタル推進室も設立されていますので、今後導入に向けてどういう課題があるのかを検討しております。県内他市で予約システムを入れている市があるんですが、その状況等を確認しますと、一部分では活用できるけれども、その他の部分ではなかなか難しく、実際に活用できていないという事例もありますので、その辺りも研究しながら進めてまいりたいと思っています。

白井健一郎副分科会長 おのサンサッカーパークは、サッカー交流公園ということでサッカーがメインだと思うんですが、この芝生は別にサッカーじゃなくても、他にも使えると思うんですよ。だから、現状では、例えば、少年や中、高齢者のサッカーなどの市民活動で全て予定が入っているのでしょうか。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 基本的には、サッカーでの使用が大半だと御理解いただいて構いません。それ以外では、令和3年度は、グラウンドゴルフ大会、学校の駅伝、幼稚園の駅伝、マラソン大会とかで交流公園を御利用いただいています。それ以外のスポーツでといいますと、なかなか御利用がないです。時々、ラグビーで使いたいとかいうお話を頂いております。

白井健一郎副分科会長 現状、サッカーが大半ということで、芝生の公園は人工芝ですが、人工芝がちょっと……天然芝はレノファのほうですね。もう少しほかのスポーツにも話が広がるかもしれませんが、副市長もいらっしゃるので、何かそういう政策、例えば、文化といえはかるたとか、

スポーツといえばレノファのサッカーとか、何かその種目に興味がない人にとってみると、「自分たちからは遠いところでやっているな」と感じるんですよ。もう少し芝生を使ったり、人工芝を使ったりするときに、何かもう少し企画などしたらどうかと思うんです。ここで一度言っても変わるとは思いませんから、この先、私はそういう空気を作っていきたいと思いますが、どう思われますか。

古川副市長 おのサンサッカーパークは、県から移管された公園で、基本的にはサッカーを中心としたものです。芝が1面と人工芝が2面ということで、芝はサッカー仕様で、人工芝は基本的にサッカー仕様ですが、それ以外にも使えるような、先ほどもありましたが、グラウンドゴルフと、ラグビーなど幅広く使えるのであれば、それは使うと良いと思います。先ほど、山陽小野田市は、スポーツでしたらサッカー、文化でしたらかるた、ガラスという御指摘も頂きましたが、第二次総合計画中期基本計画の「まちの価値を創る」の中で「文化スポーツ振興」を大きな柱にしております。いろいろ言われておりますように、ゴルフをまちの活性化に生かしてはどうかというお話もあり、山陽小野田市には資源もありますので、それを生かしながら、今はサッカー、かるた、ガラスに特化していますが、そういう幅広い資源を生かしながら文化スポーツの振興に努めてまいりたいと思います。副会長もまた御意見がありましたら、聞かせていただきたいと思います。

奥良秀委員 県から移管されて、天然芝にこの度1,700万円ほど使われていますけど、今回、市でやってみて、今後どういう管理をするお考えですか。余り良くない状況も聞いていますが、今後どのように管理していくか、お考えがあれば教えてください。

石田文化スポーツ推進課長 天然芝は生き物なので、天候等の状況もかなり影響してまいります。1面しかありませんので、なかなか芝の養生という点では難しい面もありますが、現在、委託業者に一生懸命やっていた

いて、芝の状況は少しずつ良くなっております。プロサッカーチームが利用しますので、芝が傷む場合もありますが、なるべく練習等の支障にならないように、練習後のメンテナンスなどはしているところです。今後におきましても、そういったプロ仕様にかなう天然芝の維持管理を目指してまいりたいと思っております。

奥良秀委員 かなうようにということは、将来的にその支出も増えていくのかと思いますが、どのように感じられていますか。

石田文化スポーツ推進課長 芝の維持管理に関する委託料ですが、年々少しずつ増やしております。令和4年度につきましても、予算は、令和3年度よりも増やしておる状況です。ただ、青天井で予算が増やせるわけではありませんので、芝の状況や仕様をしっかりと見直し、費用対効果を十分に考えながら進めてまいりたいと思います。

奥良秀委員 費用対効果という話が出たんですが、収入面を見ると、そこまで収入があるようにも見えないんです。だから、受益者負担というか、使っている方にもう少しお金を出していただく環境作りも考えていかないといけないと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

石田文化スポーツ推進課長 使用料等につきましては、サッカー交流公園が移管される際に条例等で見直しを行っております。ですので、県が所管していたときよりは、使用料金は幾分高くなっている状況です。芝の状態は、費用対効果を考えながら進めていく上で、現在の使用料で賄えない状況が生じてきましたら、条例等の改正、どういう手法が一番適当なのかはその時点で検討するようになろうかと思っております。

松尾数則分科会長分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）これで質疑を打ち切ります。次に、審査事業20番について審査しますので、執行部は説明をお願いします。

安部市民課長 審査事業20番、証明書等自動交付事業について御説明します。

お手元資料61ページを御覧ください。本市では、令和2年2月25日からコンビニ交付事業を実施しており、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で住民票の写しや戸籍謄抄本等の各種証明書の取得が可能となる交付サービスを提供しています。コンビニ交付の促進は、証明書交付事務の効率化や窓口での混雑緩和、対面による手続きを減少させる方法の一つとしてマイナンバーカードの普及促進とともに平素から周知に努めています。証明書等自動交付事業は、キオスク端末を自庁設置し、市がコンビニエンスストア等と同様に事業者となることで、証明書の交付が可能とする事業です。職員がマイナンバーカードを取得した方に実機の操作方法を実際に説明し、その利便性を実感していただくことで、今後、証明書を取得する際にお住いの地域のコンビニ等を利用するという選択肢を持っていただくことができ、今後のコンビニ交付の利用促進や証明書交付事務の効率化を目指して、キオスク端末1台を令和4年3月に市役所市民課前のロビーに設置しました。62ページを御覧ください。キオスク端末を庁内設置した場合の流れを図示しています。61ページにお戻りください。中段、令和3年度の決算額です。備品購入費715万円は、キオスク端末設置のために必要な費用一式です。工事委託料25万3,000円は、キオスク端末設置のための電源工事費です。システム保守委託料2万3,000円は、キオスク端末の保守委託料です。歳入の使用料及び手数料3,861円は、コンビニ交付手数料117円に3月の交付実績件数33件を乗じたものです。その他は一般財源です。特記事項にも記載しております通り、3年間の時限ではありますが、総事業費の2分の1が、マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置の対象となっております。続いて指標ですが、活動指標としてキオスク端末の導入とし、設置が完了したため達成率は100%としております。成果指標は、市役所での証明交付件数です。当初、コンビニ交付の全国平均として人口の約3%の半数を市役所での利用として掲げ、

1月当たり75件の利用を見込みましたが、利用開始が3月中旬となったことから、目標に到達しませんでした。しかしながら、4月以降のコンビニ交付やロビーのキオスク端末の利用も着実に増加しており、窓口で証明発行の受付をする際にマイナンバーカードをお持ちの方には、キオスク端末の操作方法を案内すると、比較的簡単に取得できたとのお声を頂き、少しずつではありますが職員も効果を実感しております。令和5年度に向けた課題及び改善策は、証明書交付事務の効率化のためにも、更なるマイナンバーカードの普及とコンビニ交付利用者数を増やすための取組が必要としております。今後も引き続き、マイナンバーカード交付時の案内と実機を用いた利用促進を継続してまいります。目標達成度は、証明書交付枚数の達成率を勘案し、「B」としました。令和5年度に向けた方向性は、成果は「拡充」、コストは「現状維持」としました。63ページには市役所ロビー設置のキオスク端末での証明書交付件数とコンビニ交付証明書の交付件数をお示ししています。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を受けません。

大井淳一郎委員 キオスク端末を市民課の横に置いてある件について、窓口で証明書を取るつもりの方が職員に問い合わせ、キオスク端末のほうに行くことが実際にあるんですか。その辺りの現状を教えてください。

安部市民課長 窓口の傾向として、通常のコビニ交付に関しては住民票が圧倒的に多いんですけども、ロビーのキオスク端末に関しましては、例えば、印鑑登録証をお忘れの方で、マイナンバーカードをお持ちの方の場合に、職員が発行方法を説明するというパターンが多くあります。現在のところ、実績として、ロビーでは印鑑登録証明書の発行が多い傾向があります。そのほか、例えば、市外から戸籍謄本を取得に来られた方で、マイナンバーカードをお持ちの方の場合には、次回からお住まいの

地域のコンビニエンスストアなどで取得していただけるように、ロビーのキオスク端末を利用して、取得申請の手続きをしていただく流れになっております。

吉永美子委員 63ページを見ると33件となっておりますが、3月17日からなので実質2週間程度ですね。それで33件なので少なくはないと思います。要はコンビニ交付を進めるための取組だと思しますので、総数として山陽小野田市では令和3年度3,705件ということで、県内じゃなくてもいいんですが、山陽小野田市の取組がどこまで進んでいるかを類似団体と比較されたことがありますか。

安部市民課長 類似団体との比較は特にはしておりませんが、先ほども御説明しましたように、証明書と全国の平均、証明書交付場所別証明書交付割合がありまして、こちらが平均3%となっております。そちらと比較して本市の場合は現時点では5%程度となっておりますので、件数としては比較的上がってきていると実感しております。

白井健一郎副分科会長 これは私が言わなければいけないと思うんです。少し時間を遡らせるようで申し訳ないですが、マイナンバーカードは個人情報じゃないですか。マイナンバーカードを推奨するときに、「個人情報は守られているんだよ」ということをセットで言ってほしいんですよ。その意識が少し低いんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

安部市民課長 個人情報の保護に関しましては、委員がおっしゃるとおりです。交付の際にはきちんと個人情報関係について、もし紛失した場合には、きちんと手続きしてくださいと必ず御案内させていただいています。あと、マイナンバーカードの利用に関しては、国から頂いているパンフレットがありますので、一緒にお渡しさせていただいて、きちんとお読みくださいとお伝えしているのが現状です。

松尾数則分科会長 本庁のキオスク端末は、今後もずっと置いたままですか。

安部市民課長 マイナンバーカードの交付に関しては、国は、令和4年度末までにほとんどの方に取得していただけるように推奨しておりますので、ある程度の方が持たれて、その後の経過を見た後に、まだ市役所のロビーに設置していくのが適切か、それともほかの施設に移すかなど検討していきたいと考えております。

山田伸幸委員 ロビーに設置しているキオスク端末に職員が張り付いて、付きっきりで使い方を教えるところを何度も見ているんですが、これは使用がなかなか市民に行きわたっていないと思わざるを得ないんです。端末をロビーに置くことで人の流れが悪くなっているんじゃないかと思うんですが、その辺は工夫されたんでしょうか。

安部市民課長 人の流れというのは、設置場所の関係でよろしかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）こちらに関しては、あくまでも市民課職員の目の届く場所を考えたときに、今の場所が一番適切であろうということで設置しました。また、総合案内の目の前でもありますので、そこで立ち止まっている方がおられたら、総合案内にも気付いてもらえるということで設置しております。

奥良秀委員 資料63ページ、表の見方が分からないんですが、「市役所ロビー設置のキオスク端末での証明書交付件数（令和3年度）」について、3月で交付数33となっていて、これは右側の数字を全部足したら33になるんです。しかし、「＜参考＞コンビニ交付証明書交付件数（全体（令和3年度）」の4月から3月は、右側の四つの数字を足しても交付数にならないんです。これはどのように見たらいいのかを教えてください。

安部市民課長 表の誤りですので、後程訂正させていただきます。申し訳あり

ません。

奥良秀委員 恐らく住民票の写しの数が計算に入っていないと思います。

松尾数則分科会長長 それでは審査事業についてはこれで終わります。市民課、文化スポーツ推進課分については、144ページから決算書を追って審査します。144ページから147まで、11目支所費について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、154ページから165ページまで、22目文化振興費について質疑はありますか。

山田伸幸委員 かるた教室は、どこでどういうふうに行われているんですか。また、実際にどの程度の方が利用されているんでしょうか。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 令和3年度においては、コロナ禍の影響で、かるた大会や一般のかるた教室は行うことができませんでした。小、中学生を対象としたかるた出前教室を9校で12回実施しております。

山田伸幸委員 指導員が行かれた事業費が18万円ということでしょうか。これはお一人ですか。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 かるた出前教室は、山陽小野田かるた協会に委託しており、1回の教室につき1万5,000円支払います。

奥良秀委員 関連ですが、9校で12回ということですが、具体的な小学校名、中学校名が分かれば教えてください。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 6月15日、竜王中学校、生徒65名。7月14日、竜王中学校、教員を対象として20人。10月26日、高千帆小学校、人数が104人でしたので、3回に分けて行いました。1

1月9日、埴生小学校23人と須恵小学校74人。11月12日、高泊小学校48人と津布田小学校15人。11月17日、厚陽小学校10人。11月29日、赤崎小学校53人。12月1日、有帆小学校19人。開催したのは以上です。9月21日、厚狭小学校を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの関係で中止しました。

奥良秀委員 今回漏れたところ、教室を開催できなかったところがあると思うんですが、その辺りは今後きちんと考えて、平等に開催されるんですね。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 かるた出前教室は、年度当初に各小、中学校に希望調査を行っており、その希望に沿って行っております。

奥良秀委員 学校が希望する、しないで行うのはどうかと思うんですが、市としては、「かるたのまち」を推進されていると思うので、手を挙げさせるよりは、プッシュ型のほうが良いのではないかと思うんですが、いかがですか。

石田文化スポーツ推進課長 年度当初に希望は取っておりますが、学校のカリキュラムの関係で、令和3年度には全校に対してはできておりません。ただ、令和4年度は、まだ未実施の学校等にお話しするなど、教育委員会に御協力いただきながら、全小中学校に出前教室を行う予定としております。

山田伸幸委員 「かるたのまち」を標ぼうするのであれば、それにふさわしい教室の在り方、例えば、学校に1回行って終わりではなく、引き続き学校の中でクラブ化するとか、地域交流センターでクラブ化するとか、そういった辺りへの波及が進んでいかないと、なかなか市民に定着しないんじゃないかと思うんですが、そういった努力はしているんでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 かるたにつきましては、出前教室を行うと同時に

決まり字のかるたの札を各小中学校に配っております。ですので、学校の授業で使って、例えば、休み時間にかるたを使って子どもたちが遊ぶということもあると聞いております。令和3年度は、残念ながら新型コロナウイルス感染状況により小中学生、一般向けのかるた教室、かるた大会は、実施できませんでした。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染対策をしっかりと行いながら、かるた教室、かるた大会を予定しているところです。先ほど部活動のお話がありましたが、市内で部活動としてあるのが四つです。令和3年度に高千帆小学校で授業の中かるたを学ぶ時間、部活動も発足しておりますので、かるた協会の御協力を頂きながら、少しずつ裾野を広げている状況です。

吉永美子委員 12節委託料について、予算と比較して大きく変わっているのは、広報物作成業務委託料、文化会館実行委員業務委託料、舞台業務委託料が大きく減、しかし、公演業務委託料は倍近くになっています。これらの違いはどのようにして出るのでしょうか。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 広報物作成業務委託料や文化会館実行委員業務委託料に関しましては、昨年度予定していたピアノマラソン大会中止に伴う減額補正を…

山本文化会館長 広報物作成や実行委員会の委託料につきましては、文化会館で予定していた事業が新型コロナウイルス関係で中止になった関係がありました。そのため、昨年度と比べて決算額が少ないということです。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 補足します。公演業務委託料が増えているのは、当初、子供文化ふれあい事業の報償費に入れていた小野田地区の講演を委託業務に流用したものです。

石田文化スポーツ推進課長 補足します。委員がおっしゃられたのは、昨年度の決算額と比べてということでしょうか。（「予算額と比べ

てです」と呼ぶ者あり) 公演業務委託料ですが、先ほど係長が説明したとおり、報償費から委託料に流用しております。これは演者の関係で、プロモーターを通して依頼するような演者をお呼びしたため、こちらの委託料が増えています。

山田伸幸委員 161ページ、14節工事請負費に直流電源盤改築工事があるんですが、この内容を教えてください。

山本文化会館長 直流電源盤改築工事は、経年劣化による改修です。もともと交流の電気を直流にして、館内の非常時、停電時の蓄電池に充電するための装置があり、その装置の改修です。蓄電池と蓄電池に使う充電器を更新したものです。

山田伸幸委員 蓄電池に電気をためておく理由は何なんでしょうか。

山本文化会館長 先ほど申し上げましたが、停電があったときに照明等を維持するための蓄電池です。

山田伸幸委員 例えば、ステージで何か上演しているときに備えてのものというのでしょうか。

山本文化会館長 詳細までは把握しておりませんが、非常時ですので、館の照明ではないかと思っております。

吉永美子委員 文化会館運営委員会が一度も開かれていないと思うんですが、年に一度もしなくていいものなんですか。そうであれば、委員の立ち位置はどうなんだろうと思うんですが、いかがですか。

山本文化会館長 運営委員会は、年に2回程度予定しております。去年は、コロナ禍のため、書面審査をしております。

松尾数則分科会長 次に25目きららガラス未来館費、26目スポーツ振興費の質疑を求めます。

山田伸幸委員 スポーツ振興について、山陽小野田市は、サッカーや障害者の自転車競技などいろいろ力を入れておられるんですけど、そういったものを市民に定着させていくための事業としては、どんなものを実施しているのでしょうか。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 サッカーにつきましては、競技団体への補助、委託を含めて、各種大会を行っていただいている少年団、中学校、高校ですね。市内でいうと高校サッカーフェスティバルが大規模なイベントになりますが、令和3年度は開催できておりません。一部支出となっております。パラサイクリングにつきましては、昨年度8月から9月にかけて行われたパラリンピックの際に、直前合宿を7月に行っていただきました。その際には、小学校の児童との交流事業や一般の方の練習見学を行っていただいています。また、市役所では、壮行会、報告会をSNS等を通じて情報発信していることです。パラサイクリングに対する市民の機運、応援したいという気持ちを醸成しています。また、タンDEM自転車の体験会等もスポーツ振興費で支出することとなっておりますが、令和3年度につきましては、コロナ禍でイベント等が少なかったこともあって、実施できていないのが現状です。

山田伸幸委員 聖火リレー実施負担金が計上されているんですが、これはなぜ必要なんでしょうか。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 こちらにつきましては、昨年度、日本全国で聖火リレーが実施され、山陽小野田市では、おのサンサッカーパークから長田屋橋のトヨタカローラ山口前までで行われました。その実施に掛かる負担金を県の実行委員会に支出しております。リレーに

係る参加者、実行に掛かる経費は、実行委員会から支出されております。

奥良秀委員 きららガラス未来館費の修繕料について、この中身はどういったものなんでしょうか。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 きららガラス未来館の溶解炉の修繕が54万5,600円で、加工機及びサンドブラスト機の修繕が47万8,500円です。

奥良秀委員 先ほど審査したんですが、コロナ禍で使用がかなり減ってきているのに、令和2年度の決算内容と比較すると上がってきているので、矛盾があるんじゃないかなと思って質問したんですが、こういったものなんでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 きららガラス未来館は、新型コロナウイルスがまん延したときから現在まで吹きガラスとトンボ玉の体験を中止しております。指定管理者の経営努力、いろいろ試行錯誤しながら利用者を増やしていく努力のおかげで、それ以外の体験は増えている状態です。

山田伸幸委員 各種大会出場費補助金ですが、これは各種大会に参加した後に掛かった費用を補助するものなんでしょうか。それとも、参加する前に概算払いされるものなのか、いかがでしょうか。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 こちらは市内の選手が全国大会、中国大会に出場される際の旅費の補助金です。上限額はありますが、行く前に申請いただいて、先に交付することも可能ですし、実際に掛かった経費を申請いただいて、後から交付することも可能です。選手の申請時期によって、事前にお支払いする場合も、事後にお支払いする場合があります。

大井淳一郎委員 かるたで全国大会に行った場合の補助金はここですか。それとも、別の項目があるのですか。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 かるたの全国大会の補助金は、社会教育振興補助金125万円の中に入っております。

大井淳一郎委員 163ページ、体育協会委託料と体育協会補助金がありますが、この中身と違いをお答えください。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 まず、体育協会補助金105万7,000円は、体育協会の業務に係る管理運営費等の補助金として支出しております。各種大会の業務委託につきましては、各種大会等の運営費の委託料というところで、市民体育大会、各競技団体の市内大会等の実施、具体的に言いますと、市民ゴルフ大会などの実施に係る経費を業務委託として支払って、大会運営を行っていただいております。

大井淳一郎委員 聞き漏らしたかもしれないですが、体育協会委託料と体育協会補助金です。各種大会出場費じゃなくて、体育協会の補助金が後半で答えたことですか。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 最初にお答えしたのが体育協会補助金を運営費の補助で出しています。業務委託料は、大会等の運営に係る成果の委託としております。

大井淳一郎委員 武道館は、私が中学生ぐらいのときからずっとあるんです。「弓道も含めてほかのスポーツにも目を向けてほしい」という発言も委員からあったんですが、老朽化が結構進んでいますが、今後、この辺りをどうやってクリアしていくか修繕計画等もあると思うんですが、現状をお答えください。

石田文化スポーツ推進課長 体育施設につきましては、委員からありましたように、かなり老朽化している施設が多くあります。全市的に公共施設の個別計画等もあります。そういった中で、今年度、この体育施設については、現状をきちんと把握して修繕計画、これは文化スポーツ推進課のものにはなりますが、そういった修繕計画を作成する予定で動いております。今は個別施設計画の中では適正管理ということで、必要な修繕を行いながら何とかしのいでおるような状況ですが、今後、どういうふうにそういった施設を改修していくかは、予算要求等も含めながら該当する関係課と調整しながら進めていきたいと思っております。

山田伸幸委員 165ページ、委託料に管理委託料が2,496万6,000円あるんですが、これはどういった内容でしょうか。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 管理委託料の内訳は、サッカー交流公園の芝生維持管理業務が1,716万円、サッカー交流公園の緑地管理業務が410万円、サッカー交流公園の人的警備業務が370万5,000円で、合計2,496万6,000円支払っております。

松尾数則分科会長 次は172ページ、3項戸籍住民基本台帳費の質疑を求めます。

山田伸幸委員 委託料関係は、177ページにいろいろとありますが、一番の問題は、市民のデータ流出をどのように防いでいくかなんです。さきに関西地方で市民のデータがどこかに置き忘れられたという信じがたい事件が起きているんです。山陽小野田市の場合は、データが事業者によって持ち出されることがあるんですか。どういう契約になっているのか、概略でいいのでお答えください。

佐藤市民課課長補佐兼住民係長 住民基本台帳のデータ等で外部の事業者に委託するケースは、市民課自体はないのですが、ほかの課の業務で行って

いるものがあります。そういった形でデータを利用する場合は、市民課に「データ利用承認願」という申請を出していただいております。市民課が審査して、情報管理課でも審査しています。外部に持ち出す際に具体的に確認している内容は、実際にどういうデータが、どういった委託事業で委託者に渡るのか、どういう方法で受け渡すのか、それと受け渡したデータの管理方法、データ保護に関して計画契約に盛り込まれているか、また、受け渡すデータが暗号化されているかなどです。そういった内容を確認して、契約前に承認の届出が出るので、契約した後もう一度契約書の内容を確認させてもらっています。そういった形で適切な管理がなされることを確認して、許可を出しております。

山田伸幸委員 実際にデータを取り出すときは、誰が操作をされるんですか。

佐藤市民課課長補佐兼住民係長 実際に作業するのは情報管理課です。情報管理課でしかデータの持ち出しができません。

山田伸幸委員 市職員がそういう作業を行うということでしょうか。

佐藤市民課課長補佐兼住民係長 市職員が作業を行うと認識しております。実際に作業する職員は、作業が可能な権限を情報管理課から与えられて作業しております。

山田伸幸委員 市民の様々なデータは、基本的に外部に持ち出されることはあるが、それは契約の範囲内だということによろしいのでしょうか。

佐藤市民課課長補佐兼住民係長 そういった認識で市民課は許可を行っております。

白井健一郎副分科会長 住居表示整備費に変わってよろしいでしょうか。（「審査対象外」と呼ぶ者あり）

松尾数則分科会長分科会長 歳入について質問を受けます。歳入は、提出されている資料を確認してから質疑してください。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）審査番号②は終了いたします。（「会長」と呼ぶ者あり）

安部市民課長 先ほど審査対象事業20の資料について、数字を訂正させていただいてよろしいでしょうか。63ページです。4月から順番に交付数を申し上げます。4月は235、5月は203、6月は322、7月は255、8月は279、9月は248、10月は291、11月は295、12月は272、1月は383、2月は368、3月は554で、総計が3,705です。大変申し訳ございません。以後気をつけます。

松尾数則分科会長 審査番号2についてはこれで終わります。委員の皆様にご相談ですが、このまま審査番号3に入りたいのですが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは50分まで休憩をいたします。

午後4時40分 休憩

午後4時50分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審査を続行いたします。間もなく午後5時になりますが、審査を続行しますので、御協力をよろしく願います。審査内容③、社会福祉課分、障害福祉課分の内容について審査します。審査事業21から説明を求めます。

吉村障害福祉課長 64ページをお開きください。審査番号③、審査事業21番、手話通訳者設置事業について説明させていただきます。手話通訳者設置事業について事業概要です。手話通訳者設置事業は、山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例、令和2年12月18日条例第54

号に規定する施策の推進方針により、手話による意思疎通支援の方法の一つとして、ろう者が、周囲の状況を把握することができず不安を感じることがないように、また行政サービス等を適切に受けることができるよう、コミュニケーション手段として手話を使用することができる環境の整備を目的としたものです。令和3年度決算額としましては、手話通訳者設置事業委託料5万5,000円、データ通信料として通信運搬費1万8,000円、タブレット、モバイルルーター購入として備品購入費9万9,000円の、合計17万2,000円となりました。手話通訳者設置事業委託料、通信運搬費は、地域生活支援事業補助金、備品購入費につきましては、令和3年度障害者総合支援事業費補助金の対象となりました。成果としましては、聴覚障害者が市役所の窓口に来られた際、市役所に設置してあるタブレット端末のテレビ電話を使って、手話通訳者が遠隔地で手話通訳を行うサービスを受けられるための「通信」や「端末整備」をすることができました。障害福祉課に1台、山陽総合事務所の市民窓口課に1台設置しており、他課への窓口でも対応できるよう体制を構築しました。令和5年度に向けた改善策ですが、利用に向けた事業の周知が年度末となったことでもあります。窓口等の利用回数はゼロ件でした。周知につきましては、関係団体や、実施事業において引き続き行うとともに、市職員専用サイトの庁内通知や電子掲示板等を利用し、根気強く進めていきたいと努めてまいります。この事業は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に繋がる取組として、引き続き、継続してまいります。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、議員から質疑を受けません。

大井淳一郎委員 遠隔手話の実績はゼロ回ということですが、周知の問題もあるかもしれませんが、利用者にとって使いづらいのか、やはり面前が望まれるのか、ニーズはどうなんですか。ろう者からそういった問合せはあるのでしょうか。

吉村障害福祉課長 通常、手話通訳者を利用していただいて、窓口でサービスを受けていただくのが一番よろしいと思うんです。しかし、手話通訳者は予約して、一緒に来ていただかないといけないんですけど、タブレットを設置しておれば、予約も必要ありません。突然用事があるということで窓口に来られたときに、このタブレットを使えば、手話を通して会話ができると。また、タブレットだけではなく、筆談が可能であれば、筆談等も利用して、意思疎通を図っていきたいと考えております。

大井淳一郎委員 利用者がある程度限られてくると思うので、市民一般というよりは、よく利用される方や団体に周知されていると思うんですが、周知の実態はいかがですか。

吉村障害福祉課長 内部には、先ほど御説明しましたが、庁内通知、掲示板等を使って職員に通知しています。外部団体には、意思疎通の関係の自立支援協議会があり、そちらは聴覚障害がある方が集まる協議会なので、そちらでこういう取組をしていることを説明しております。

大井淳一郎委員 それも大事ですが、利用者であるろう者がある程度把握しておられますね。市内のどなたがろう者であるか。そういった方に配付でもいいと思うんですが、通知はされていますか。

松本障害福祉課長補佐 意思疎通支援事業という事業がありまして、その説明会があります。その際に手話奉仕員や手話通訳者、利用されるろう者に御案内しております。2月ぐらいにろう者や聴覚障害者に対する説明会と意思疎通支援事業の支援者の連絡協議会がありまして、その際に来ておられるろう者にも説明しているところです。

大井淳一郎委員 来られているろう者はいいと思うんですけど、来られていないろう者に対して、なかなか市が全部把握できていないかもしれません

が、一般的にろう者に行きわたっているのか疑問ですが、いかがですか。

松本障害福祉課課長補佐 御指摘にあるように、行きわたっているかどうかと言われますと、行き渡っていないと思います。そのため、この度の意思疎通支援事業の説明会及び連絡協議会の際に、ろう者や聴覚障害者に御案内するんですが、その中で告知してまいりたいと考えております。

大井淳一朗委員 しつこくなって申し訳ないですが、こういう制度があることを広報誌に載せてもいいと思うんです。市民が知り合いのろう者に教えてあげることのできるのを、検討されたらいかがですか。もう過去にされていたらすみません。

松本障害福祉課課長補佐 繁忙期と言いますか人の出入りが多い時期、窓口対応が必要な時期をにらんで、令和4年3月15日号で告知したところです。周知は根強く行わなければならないので、時期を見計らって、良いタイミングで告知を続けたいと考えております。

吉永美子委員 手話を勉強している団体は、市内に幾つありますか。

吉村障害福祉課長 2団体です。

吉永美子委員 そのうちの一つは、恐らく埴生地域交流センターを使っておられるのではないかと思います。そういったことを考えると、これはそんなに高いものじゃない気がするんです。市役所と山陽総合事務所でしょう。埴生支所ともう1団体はどこに使われていますか。

吉村障害福祉課長 中央福祉センターです。

吉永美子委員 中央福祉センターは、今度場所が変わりますね。少なくとも埴生支所に置くという考えがあってもいいのではないかと思います。い

かがですか。

吉村障害福祉課長 今後の利用状況を考えながら、設置を考えてたいと思います。

吉永美子委員 現在の利用状況はどうなんですか。

吉村障害福祉課長 利用はゼロ件です。

白井健一郎副分科会長 事業概要のところに「手話言語条例」と書いていますが、さっきは違う条例の名前をおっしゃられたと思うんですが、それは何年にできたものですか。

吉村障害福祉課長 山陽小野田市笑顔で心をつなぐ手話言語条例は、令和2年12月18日条例第54号で設置されたものです。

白井健一郎副分科会長 遠隔手話サービスを設置することが手話言語条例に書かれていましたね。つまりそういうサービスをそのままじゃないけれども、……すみません。問い直します。手話言語条例をお持ちであれば、該当部分を読んでほしいんですが、よろしいでしょうか。

吉村障害福祉課長 申し訳ありません。手元に条例を持っておりません。

白井健一郎副分科会長 遠隔手話利用回数が結局ゼロ回ということで、それは窓口に来たろう者がゼロなのか、それとも、来たけれども利用しなかったのか、どちらでしょうか。

吉村障害福祉課長 窓口に来られているろう者は、ゼロではありません。障害福祉課に手帳の申請、サービスの更新等で来られております。また、窓口 to 頻繁に来られる方については、筆談や私どもも簡単な手話をします

ので、そこで心のバリアが取れると、筆談等でも和気あいあいとできるので、タブレットを使わなくても相手の方との意思疎通はできていると考えます。それでも足りないようでしたら、タブレットを持ってこないといけないんですけど、窓口に来られる方については、満足されて帰っていただいていると思っております。

白井健一郎副分科会長　ろう者が窓口に来られたときに、例えば、横で手話してくれるという制度はないですね。

吉村障害福祉課長　手話のしおりにもあるんですが、市で手話通訳者を派遣する事業がありまして、それを利用して通訳者に来ていただいて、手話で会話することもできます。ただ、先ほども御説明したように、手話通訳者の御都合もありますので、事前に登録していただいて、日程を確定した上で窓口に来ないといけないため、少し使い勝手悪いと申しますか、時間が必要になります。どうしてもすぐに来て話したい、伝えたいというときに受け止める手段として、このタブレットを導入しました。

白井健一郎副分科会長　結局、福祉の精神にのっとって作った制度だが、需要と供給が少しかみ合わなかったと認識してよろしいのでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐　需要と供給というと、いわゆるニーズの話になると思います。正直なところ申しますと、ろう者の把握がすごく難しく、聴覚障害がある方は、等級、手帳等で把握できているんですが、その中で手話を使ってコミュニケーションを取る方、いわゆるろう者の把握までには至っていないところです。通訳事業を通じて来られる方については、その方は専ら使っていただいているんですが、潜在的に手話を使っているだけけれども、通訳を通じてというところであると、その数は分からないので、ニーズに対しての供給は、まだ不透明と言うか、把握できていないのが現状です。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業21はこれで終了します。192ページから決算書を追っていきます。

山田伸幸委員 （聴取不能）

坂根社会福祉課長 生活困窮者自立支援事業委託料につきましては、この中に自立相談支援事業と就労準備支援事業という二つの事業があります。生活困窮者自立相談支援事業につきましては、生活困窮者からの相談を受けて申込みを行った者に対して、自立に向けた各種支援を行います。社会福祉協議会に委託しておりますが、相談者から生活に関する相談、家計相談などを受けて、次の生活支援に対してのアドバイス等を行っております。こちらの委託料が924万円です。就労準備支援事業につきましては、ワーカーズコープに委託しており、金額が517万9,900円で、内容としては、生活習慣が身に付いておらず就労が難しい人に対して生活習慣を整えたり、作業を通して仕事に慣れていただいて、その後の就労支援に結びつけるように計画的に支援しております。

白井健一郎副分科会長 もう少し具体的に、例えば、小口資金を貸し出すとか、フードバンクのようなサービスをするとか、いろいろあると思うんですが、具体的にはどういう枚葉を委託しているんですか。

三好社会福祉課課長補佐 自立相談支援事業は、社会福祉協議会に委託しているんですが、生活困窮者で経済的に困ってる方が中心になりますので、貸付金や就労支援を求めて来られる方が多いと思います。

山田伸幸委員 貸付金について、2年ぐらい前から新型コロナウイルス関係での貸付金がかなり使われてきていると思うんですが、こちらの生活困窮者や自立相談での貸付けも同時に進行していたということでしょうか。

三好社会福祉課課長補佐 経済的な支援を求めて相談に来られた方に対して、貸付金も一つの解決方法ですので、それぞれの方に対して解決方法を考えて使っていただく制度になっております。

山田伸幸委員 民生児童委員行政調査委託料の単価は幾らですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 行政調査委託料955万9,208円の単価ですが、山陽小野田市の地区担当民生委員、主任児童委員定数は、158人となっております。それぞれ地区担当主任指導委員1人につき6万200円、それと山陽小野田市の場合は4地区ありますが、それぞれの地区会長に対するものとして1人1万1,920円、その合計となっております。

山田伸幸委員 では行政調査とは、どういったことをするのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 民生委員には、それぞれの担当地区において、地域の方々と市とのパイプ役となっていていただいております。そうした中で、市からいろいろなお願い、あるいは地域の方を見守っていただくことに対しての委託料となります。具体的に言いますと、例えば、高齢者福祉実態調査やその他市からの給付事業の際に事業の説明を行って、各地域の困っている方に対して情報提供していただくことを行っていていただいております。

吉永美子委員 定数は158人と言われましたが、予算を作るときには155人と報告があったんですが、年度末も同じ状態ですか。予算審査のときに、「令和3年度は、3地区不在で155人」と言われたと思うんですが、これは令和3年度末も同じ状態でしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 令和3年度末は、不在地区が4か所となっております。

山田伸幸委員 地区民生児童委員協議会活動助成事業補助金とあるんですが、地区民児協において様々な活動をされているんですけど、これは協議会だけが受け取る活動助成なんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 そのとおりです。山陽小野田市には4地区ありますので、それぞれ地区民児協に対して補助しています。

大井淳一郎委員 その補助金は、各民児協に割り当てて、そこから民生委員に活動に応じて分配されますが、その基準は明確になっているのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 地区民生児童委員協議会活動助成事業補助金は、県からの助成です。県がその単価を決めて、そのまま市に下りてきますので、市からそのまま補助している状況です。

山田伸幸委員 199ページ、12節委託料、相談業務委託料1,456万3,000円と大きなお金です。また、その下に日中一時支援事業委託料1,191万4,000円があるんですが、それぞれどういった事業ですか。

岡手障害福祉課障害支援係長 相談業務委託料について御説明します。こちらは相談支援事業所のぞみに委託しているもので……（「どこ」と呼ぶ者あり）相談支援事業所のぞみ、つまり社会福祉事業団になります。こちらではサービスの利用ではなく、一般相談として、サービスの利用につながらない方、またサービス利用者ではないけれども困ったことがあるなど相談全般を引き受けていただいている委託料になります。

三隅障害福祉課障害福祉係長 日中一時支援事業委託料について御説明します。こちらは障害者の方の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援や日常介護している家族の一時的な負担の軽減、日中看護する方がいないために見守りの必要がある障害者の一時的な支援を図るため

の事業として委託しております。

山田伸幸委員 この委託先はどこなのでしょう。

松本障害福祉課課長補佐 日中一時支援の委託先は、いわゆる事業所になるんです。市内で言うと、グリーンヒル山陽、まつば園、神原苑、いこい、ジョブ・プレイスなど障害サービス事業所に日中一時という形で委託しております。

白井健一郎副分科会長 201ページ、意思疎通支援者派遣事業委託料ですが、意思疎通支援について教えてください。何か特定の障害というわけではなく、意思疎通が苦手な方一般に与えられる福祉サービスと理解してよろしいでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 障害福祉課のサービスの中に、意思疎通支援事業が2種類あり、さきほど御説明した、遠隔手話の意思疎通支援事業は、ろう者や発語障害のある方に対して要約筆記者、手話通訳者等を派遣して、生活上のコミュニケーションを担っていただく支援事業で、市主催とか市単独とかという形になっているものについては、主に行事などがほとんどなんです。発信する側からの意思疎通の補助という形で壇上に上がっていただいて、要約筆記をしていただいたり、若しくは、端のほうで手話通訳をしていただいたり、広く不特定の方に対して意思疎通しやすい配慮を合理的配慮という観点から行っている事業です。

吉永美子委員 201ページ、福祉タクシー助成費について、これが当初の予算よりも実績が下がったんですが、この申請は減っていますか。

三隅障害福祉課障害福祉係長 福祉タクシーの助成金について、これは当初見込んでいたよりも交付冊数、使用枚数などが減少したことによるものです。対象者について、当初は2,640人と見込んでいたんですけども、

実績は2, 589人でした。

吉永美子委員 長年している事業なので、傾向は分かっているんじゃないかと思うんですが、減った原因は何かありますか。

三隅障害福祉課障害福祉係長 福祉タクシーの対象者ですが、約8割が身体障害者手帳をお持ちの方です。身体障害者手帳をお持ちの方の総数が年々減ってきておられますので、それに伴って福祉タクシーの対象者も減ってきているものと思われま。

大井淳一郎委員 残り2割はどういった方ですか。

三隅障害福祉課障害福祉係長 残りの2割の方は、療育手帳をお持ちの方、それから、精神手帳をお持ちの方になっております。

松尾数則分科会長 それでは、206ページ以降の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 地域交流センターに変わったことでお風呂が廃止中で、ここを除いて廃止なんですけど、今後、館を運営していく中でお風呂の老朽化等の課題があるんですけど、利用者増も考えられると思います。現状はいかがですかね。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 お風呂に関しては、5月末に5館のお風呂を廃止して、現在は中央福祉センターのみとなっております。中央福祉センターのお風呂の利用者に関しましては、まだはっきりとは言い切れませんが、これまで来ていなかった方が若干来ていると聞いております。

大井淳一郎委員 福祉センターのお風呂のボイラーとかは、結構傷んでいると思うんです。現状はいかがですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 中央福祉センターの給湯施設につきましては、一度付け替えております。現在は、エコキュートの設備になっておりますので、中央福祉センター廃止までは使えると考えております。

白井健一郎副分科会長 生活保護に関しての一般論といいますか、235ページの扶助費のところですが、この中にケースワーカーの方はいらっしゃいますか。

坂根社会福祉課長 ケースワーカーはいません。

白井健一郎副分科会長 一般論ですが、生活保護というと、良くない人が使っているんじゃないかという批判があります。働けるのに働かないとか、保護費を浪費してパチンコに毎日行ってしまったりとか、そういうケースは、一体何パーセントぐらいなのか。多分、数%ぐらいじゃないかと思うんですが、誰かお答えいただけますか。

坂根社会福祉課長 委員が言う良くない方というのはないんですが、パチンコにつきましては、生活保護だからパチンコをしていけないことはないの、禁止や指導はありません。働けるのに働けていない人については、病気があれば当然働けないこともありますので、ケースワーカーが通院先で病状の調査を行って、実際はどういう状況なのか調査しています。その中で、「この方はどこまで働けるのか」ということは嘱託医等も通じて検討して、もし働けるのであれば、働くように指導し、また、嘱託の就労支援員による就労支援を通じて、どこかで働けるように指導、援助をしております。

白井健一郎委員 例えば、就労指導をどうしても聞かないような人がいた場合、打ち切ることも結構あるんですか。

坂根社会福祉課長 病院などに行っていないで元気な方、病気が治った方で働ける状況であれば、確かに相談、支援をして、ずっと働かない人については、口頭指導、文書指導などをしております。生活保護の制度的には、文書指導して、それでもずっと聞かないのであれば、保護の停止などもできると書いていますが、実際にはそこまではしていません。

山田伸幸委員 生活保護費の不正受給の場合は、保護費の返還があるわけですよ。これは歳入にあるんですけど、かなりの金額が返還になっているわけですが、そういった調査は、通報によって行うのですか。それとも、ケースワーカーが見かけて調査するのか、いかがでしょうか。

坂根社会福祉課長 不正受給等につきましては、毎年6月に税務課を通じて税情報を頂き、税務調査をしております。生活保護利用者が仕事をされた場合は、その収入と税情報の差を見て、もし税情報が多ければ、本人に聞いたりして、就労先が分かれば、就労先に調査を掛けて、不正かどうかを確認しております。

山田伸幸委員 歳入で生活保護費返還金として1,394万8,000円と、かなり大きな金額が返還されているんですけど、これは何件ぐらいで、こういう金額になるのでしょうか。

益富社会福祉課生活保護係長 188件です。

山田伸幸委員 ケースワーカーの人員配置ですが、特に女性の生活保護受給者への訪問を男性二人が行くことは、生活保護受給者にとって非常に厳しい対応になるんですけど、せつかく女性がおられるので、女性の受給者には女性が訪問するということは考えているのでしょうか。

坂根社会福祉課長 現在、女性のケースワーカーは一人です。そのため、女性の利用者に対して女性のケースワーカーを付けることはしていません。

男性ケースワーカーが女性のところに行く場合は、二人で行く、面接支援員と一緒にいくなどの対応はしております。

山田伸幸委員 生活困窮者が窓口に行くのは、大変な思いを抱えて行くわけです。そういったときに親切な対応が求められているんじゃないかと思うんですが、時々相談があって、いろいろな条件を付けられて帰らざるを得なかったと。しかし、厳しい生活実態は全く変わっていないということをお聞きすることがあるんですが、丁寧な対応はされているんでしょうか。

坂根社会福祉課長 現在、面接員もおりますが、介護保険など関係する制度の周知等をするために丁寧な説明をしています。「生活のしおり」もありますので、それに沿って法の趣旨など丁寧に説明して、利用者には理解を深めていただくようにしております。

大井淳一朗委員 その他関係資料38ページを見ますと、令和2年度は相談113件に対して申請42件、令和3年度が70件に対して34件ということで、大体半分ぐらいです。相談と申請に差があるんですが、あと、却下は令和2年が3件、令和3年が1件です。相談件数と申請件数に差がある理由とどういった場合に却下になるのか、差し支えない範囲でお答えください。

坂根社会福祉課長 相談件数等の減りはあります。正確なところは分かりませんが、一つの理由として、コロナ禍で生活困窮者自立支援金、緊急小口資金、住宅確保資金、最近であれば非課税世帯臨時給付金等の支援があり、そちらで一息付けたので相談に来なくても自立支援の相談窓口等もありますので、そちらで対応できている可能性は高いと思っております。却下の理由は、申請していただいて生活保護の要否判定、収入と手持ち金などの関係がありますが、手持ち金が多かったり、実際に収入が多かったりという方がほとんどです。

大井淳一郎委員 以前話題になった扶養照会の件ですが、これによって却下になった事例はあるのでしょうか。扶養照会の現状をお答えください。

坂根社会福祉課長 扶養照会したからといって、生活保護が利用できる、できないというのは関係ありません。ただ、仕送り等ができるのであれば、願いの形になっておりますし、また、連絡先になっていただくなど、その辺りが一番強いところでございます。

大井淳一郎委員 扶養照会は、形式的に掛けているわけではないと思うんですが、現状は扶養照会を掛けていますね。

坂根社会福祉課長 扶養照会につきましては、現在70歳以上の高齢者の親族の方やDV関係がある方には扶養照会はしていません。子であっても、10年以上付き合いがない方にも扶養照会はしておりません。親族だから一律に扶養照会はしておりません。

白井健一郎副分科会長 議員が申請者に付いていく、いわゆる同行支援は可能ですか。「同行者は認められないから帰ってください」ということはないですね。

坂根社会福祉課長 ありません。皆様知っているかと思いますが、一緒に来ていただいて、一緒に御相談いただくことはしております。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入の質疑を受け付けます。

大井淳一郎委員 生活保護の返還金のお話がありましたが、不正受給が約60件あるという意味ではないですね。収入認定されて、自発的に返されたということで、全てが不正受給みたいな感じになってはいけないので、

改めて答弁していただければと思います。

坂根社会福祉課長 返還金については、不正受給の返還金もありますし、年金が遡って決定したなど、そのときにお金があったけど生活保護になったので、その部分だけ返してもらうこともあります。また、通常の保護費について、いろいろな収入の変動によって、こちらから支給し過ぎた場合も返還金がありますので、全部が不正というわけではありません。

松尾数則分科会長 歳入の質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは質疑を打ち切り、審査番号③については、これで終了します。
今日の審査は終了したいと思います。お疲れ様でした。

午後 5 時 1 5 分 散会

令和 4 年（2022 年）9 月 7 日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 松 尾 数 則